

電気通信事業における 会計制度の現状について

平成18年11月22日

目次

1. 電気通信事業における環境変化

- ① IP化の進展に伴う競争環境の変化 1
- ② ネットワーク構造の変化 2
- ③ 契約数の推移（固定系通信、加入電話、移動系通信、IP電話） 3
- ④ ブロードバンドアクセスサービスの推移 4
- ⑤ NTT及びKDDIのIP化への取組 5
- ⑥ NTTの次世代ネットワーク構築のロードマップ 6

2. 電気通信事業における会計制度の概要

- ① 電気通信事業における会計制度の在り方の検討の必要性 7
- ② IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会報告書（抜粋） 8
- ③ 新競争促進プログラム2010（抜粋） 9
- ④ 会計制度に係る法的枠組み 10
- ⑤ 会社法・証券取引法と電気通信事業会計との関係 11
- ⑥ 会計制度間の相関関係 13
- ⑦ 近年の商法改正等に伴う主な会計制度の変更について 14

3. 接続会計について

- ① 第一種指定電気通信設備制度の概要 15
- ② 接続会計の目的・機能 16
- ③ 接続会計の概要 17
- ④ 設備区分の構成（イメージ図） 18
- ⑤ 接続制度の変遷 20
- ⑥ 接続料の機能区分の変遷 21
- ⑦ 接続会計の設備区分の変遷 22
- ⑧ 接続料の機能区分と接続会計の設備区分との対応関係 23
- ⑨ 費用の配賦基準 24
- ⑩ 接続会計の基本的枠組み（全体） 25
- ⑪ 接続会計の基本的枠組み① 26
- ⑫ 配賦基準関係① 27
- ⑬ 接続会計の基本的枠組み② 29
- ⑭ 配賦基準関係② 30
- ⑮ 接続会計の基本的枠組み③ 31

- ⑯ 配賦基準関係③ 32
- ⑰ 接続会計の基本的枠組みと配賦基準関係④ 33
- ⑱ 各設備区分に係る費用ごとの配賦比率（05年度） 34
- ⑲ 法定耐用年数と経済的耐用年数の比較（LRIC対象設備） 35

4. 電気通信事業会計（役務別会計）について

- ① 料金規制の基本的枠組み 36
- ② プライスキャップ規制の概要 37
- ③ 料金規制の変遷 38
- ④ 各電気通信役務の関係〔イメージ図〕 39
- ⑤ 電気通信事業会計（役務別会計）の概要 40
- ⑥ 役務別損益明細表における役務区分の主な改訂（電電公社民営化後） 41
- ⑦ 指定電気通信役務損益明細表と各区分に対応するサービス 42
- ⑧ 営業費用の配賦基準（省令） 43
- ⑨ 営業費用の配賦基準（損益配賦方法書） 44
- ⑩ これまでの主な配賦基準の見直し 45
- ⑪ 営業費用に占める各費目の割合（05年度決算） 46
- ⑫ 今後想定されるサービス提供形態の変化 47
- ⑬ 多様化する料金体系 48
- ⑭ サービス区分によらない料金体系（バンドル型料金）の例 49
- ⑮ FMCサービスの現状 50
- ⑯ バンドル型料金に対する料金規制 51

5. その他

- ① ユニバーサルサービス関係一制度の概要一 52
- ② ユニバーサルサービス関係一基礎的電気通信役務収支表一 53
- ③ ユニバーサルサービス関係一ユニバーサルサービス収支の状況一 54
- ④ 接続料と利用者料金との関係の検証について 55

1. 電気通信事業における環境変化

① IP化の進展に伴う競争環境の変化

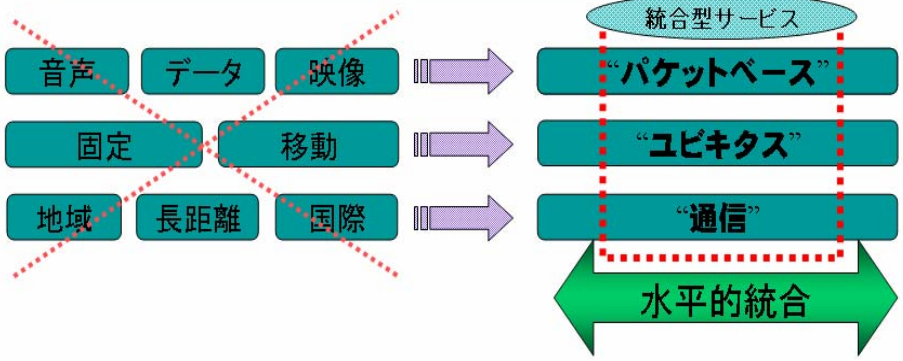
- (1) ブロードバンド化の進展---リッチコンテンツの流通の拡大
- (2) 水平的市場統合の進展-----イントラモダルな競争からインターモダルな競争への転換
- (3) 垂直的市場統合の進展-----各レイヤー全体を念頭に置いた公正競争確保の必要性

イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争へ

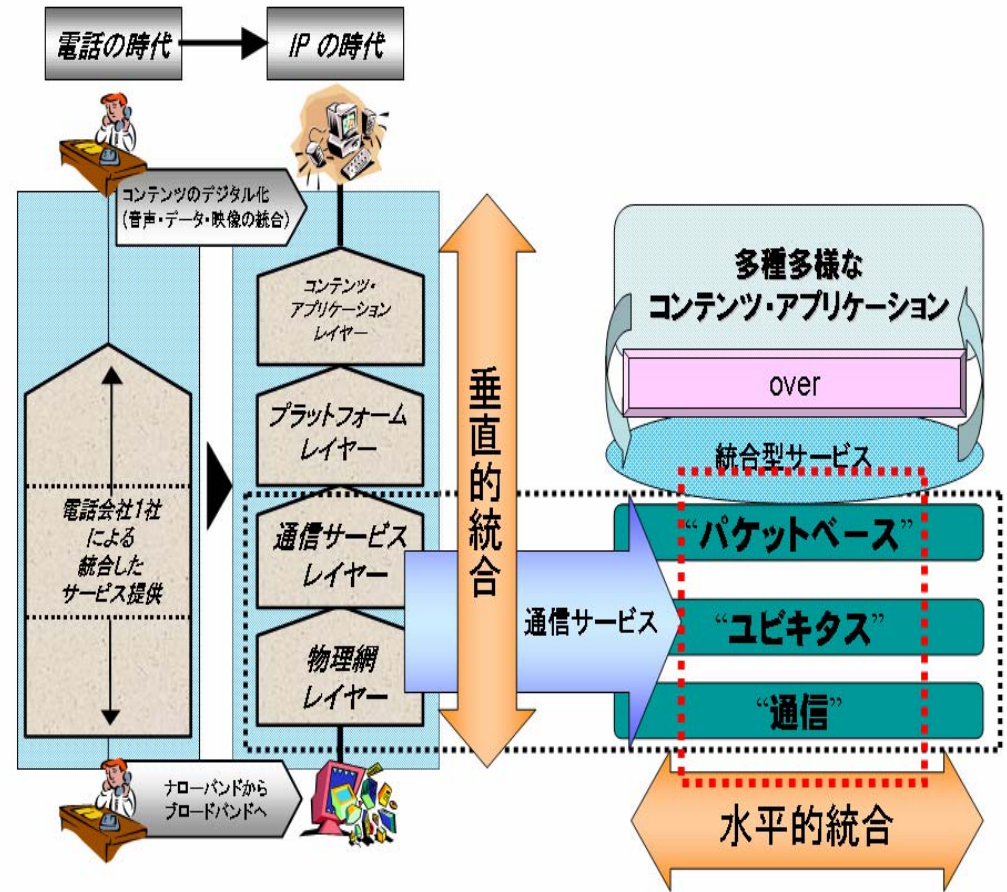
(例) FMC(Fixed and Mobile Convergence), 通信と放送の融合

PSTNからIPの時代へ
("Everything over IP"の時代)

市場構造の劇的な変化 (パラダイムシフト)

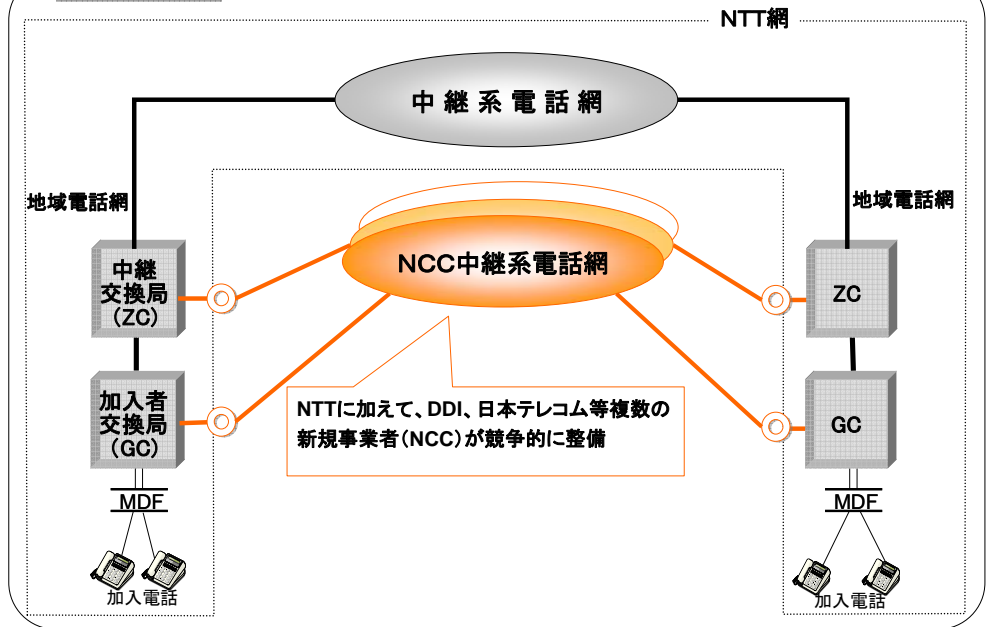


ブロードバンド時代のビジネスモデルは垂直統合型へ進化

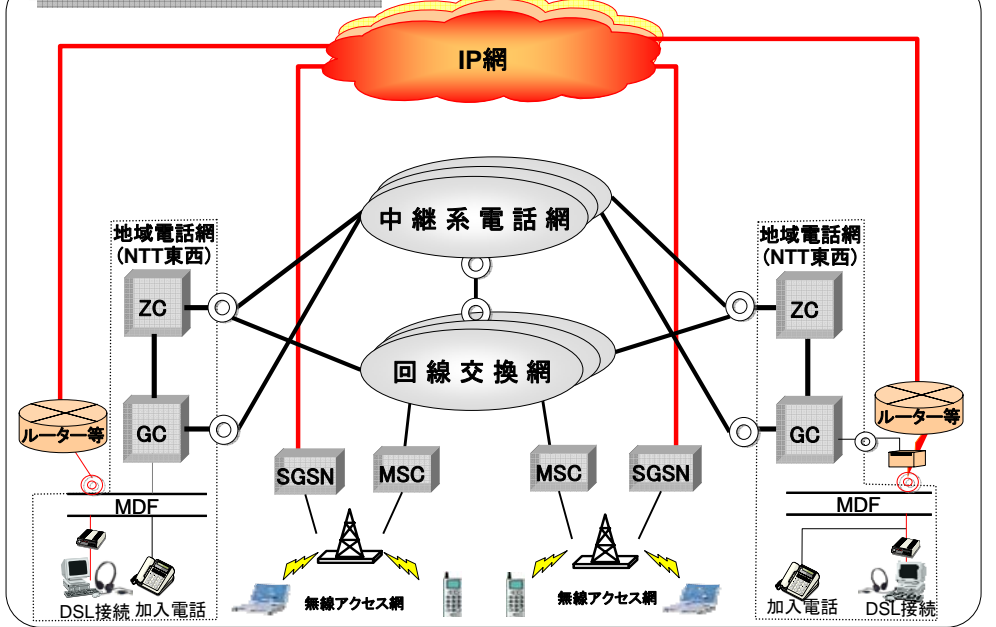


②ネットワーク構造の変化

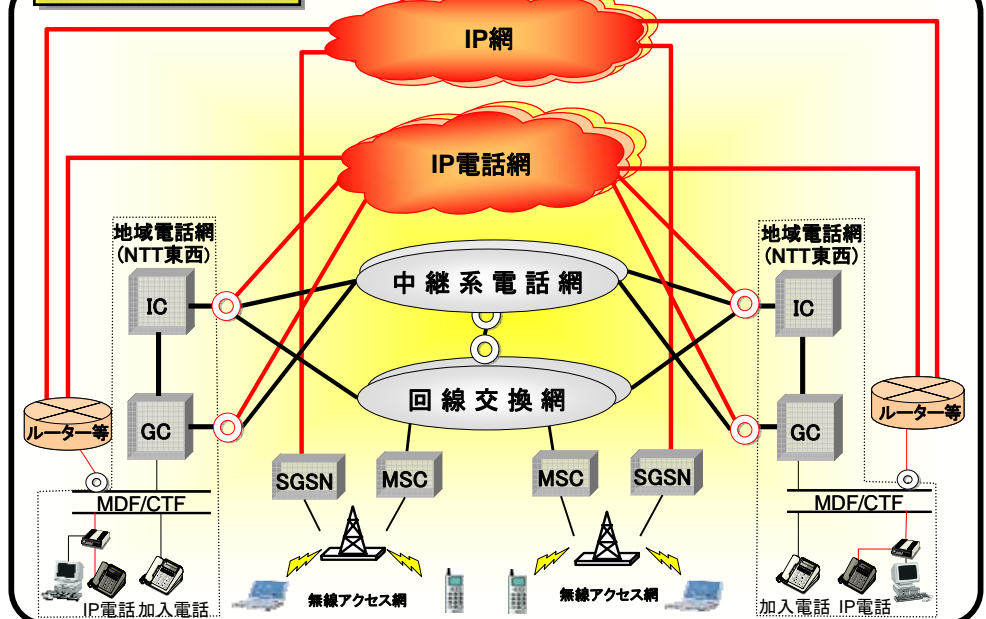
1. 競争導入



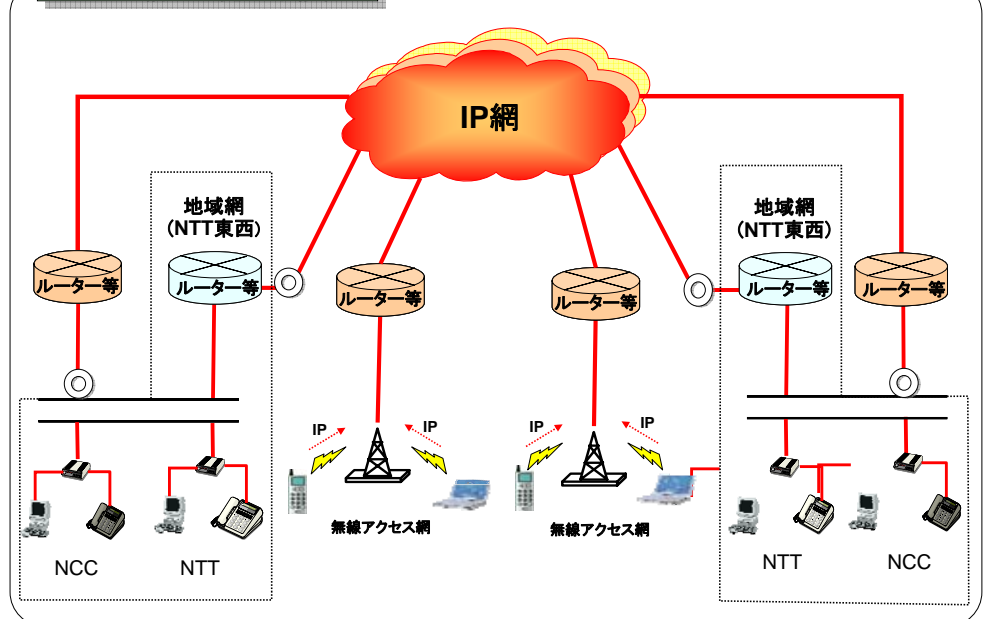
2. DSLサービス開始後



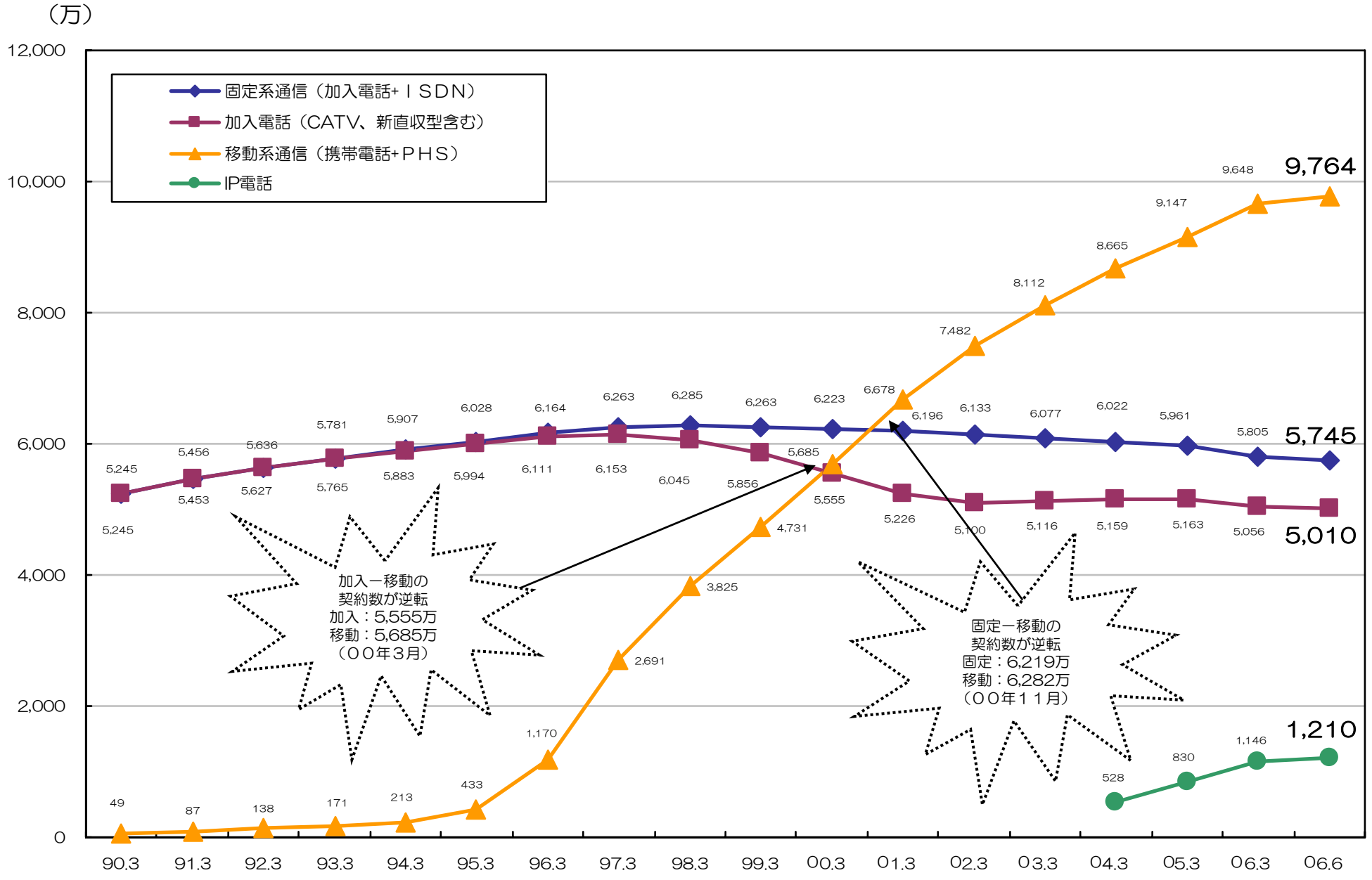
3. IP網への移行期



4. IP網への完全な移行



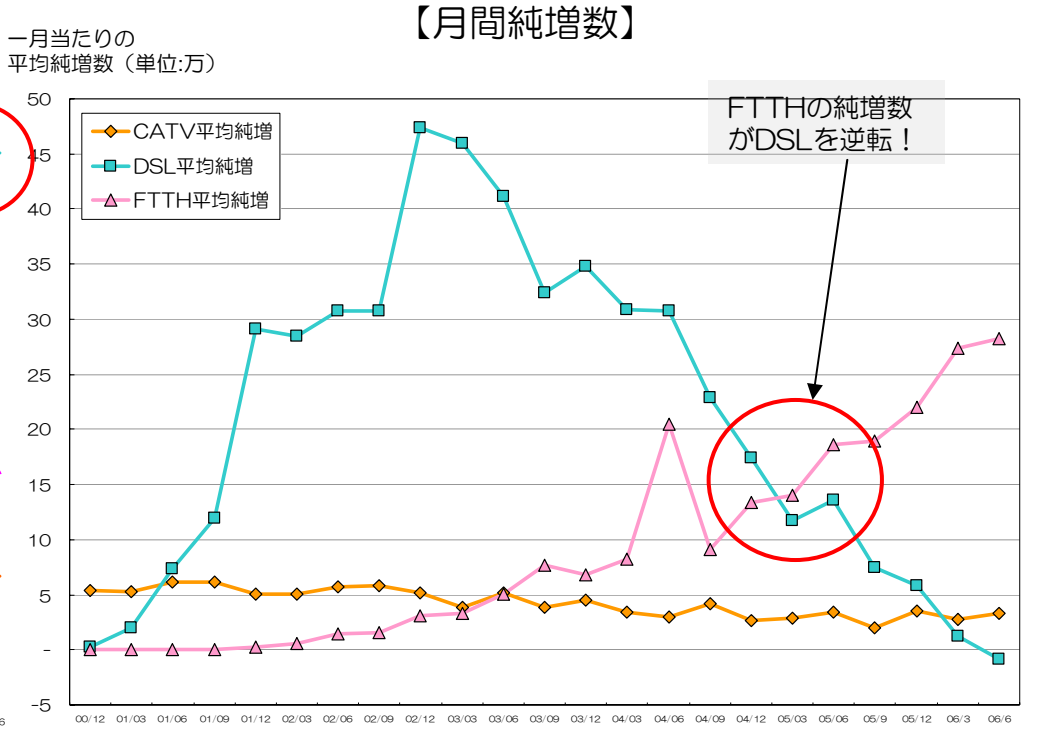
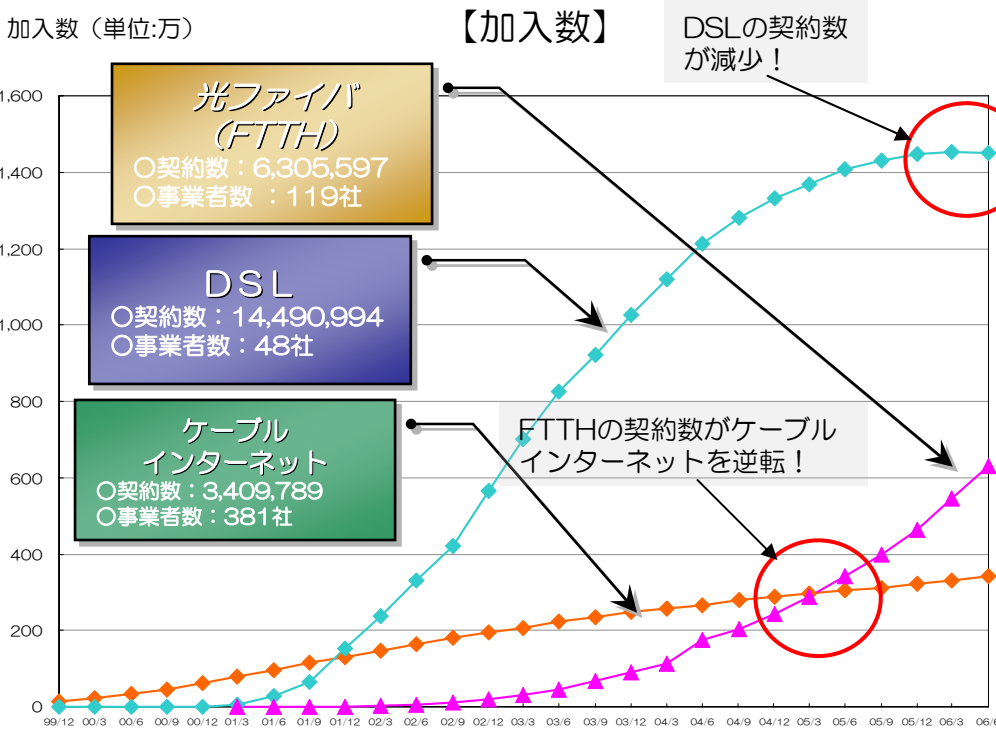
③契約数の推移（固定系通信、加入電話、移動系通信、IP電話）



出典：電気通信サービスの加入契約数の状況（総務省資料）

④ブロードバンドアクセスサービスの推移

- ブロードバンドの加入者については近年急激に拡大（ブロードバンド総加入者数は2,000万を突破）
- 一般家庭向け光アクセスサービスについては、日本が世界に先駆けて01年3月より提供開始。
- 総加入数では依然DSLが圧倒しているが、純増数ではF T T HがDSLを上回る状況。



	02/03	03/03	04/03	05/03	06/03	06/06
FTTH	2.6万	30万	114万	285万	546万	631万
DSL	237万	702万	1,119万	1,367万	1,452万	1,449万
CATV	145万	206万	257万	295万	331万	341万

	02/1-3	03/1-3	04/1-3	05/1-3	06/1-3	06/3-6
FTTH	5,700	3.3万	8.3万	14.0万	27.3万	28.3万
DSL	7.4万	45.9万	30.8万	11.7万	1.2万	-0.9万
CATV	5.1万	3.8万	3.4万	2.9万	2.4万	3.3万

注) 04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。

⑤NTT及びKDDIのIP化への取組

NTT

「NTTグループ中期経営戦略」(04年11月発表)

- 次世代ネットワーク(端末機器からネットワークまで一貫してIP化したネットワーク)を構築
- 「メタルから光」「固定電話網から次世代ネットワーク」へ切り替えることとし、その方針を10年までに策定
- 10年には、3000万(全加入者6000万)のお客様が光アクセスと次世代ネットワークにシフト
- 固定通信事業のコストは、10年に8,000億円の削減を目標とする(設備投資は、従来の設備投資額と概ね同水準—今後6年間で5兆円—)
- 次世代ネットワークを活用したソリューションやノントラヒックビジネスにおいて、10年に5,000億円の売り上げ増を目指す

「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(05年11月発表)

- 光ファイバ・無線をアクセス回線とし、県内／県間、東／西、固定／移動のシームレスなサービス提供をIPベースで可能とする次世代ネットワークを、NTT東西・ドコモが連携して構築
- 06年度下期から次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し、07年度下期に次世代ネットワークによるサービスの本格提供を開始
- 固定・移動融合(FMC)に対応するため、次世代ネットワークの導入により、WiMAX等のブロードバンド無線技術と組み合わせた、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供

KDDI

KDDIの固定電話網IP化計画の概要(04年9月発表)

- 03年10月に、FTTHにより、映像、高速インターネット、高品質なIP電話のトリプルプレイサービスを提供する「KDDI光プラス」を開始
- 05年2月には、加入者電話回線(メタル回線)をKDDIのIP網にダイレクトに接続するサービス「KDDIメタルプラス」を提供開始
- 世界に先駆けて固定網のIP化を完了し、ブロードバンドを利用しない加入者にも、IP技術により低廉なサービスを提供
具体的には、05年度より既存固定電話網のIP化に着手し、ソフトスイッチへの置換を07年度末までに完了
- 固定電話網をIP化することで、IP電話系の新しいサービスの導入が容易な環境を構築

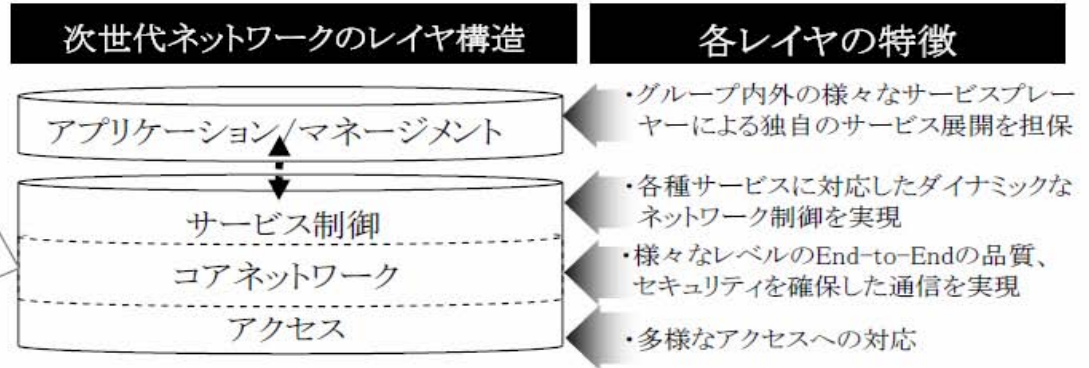
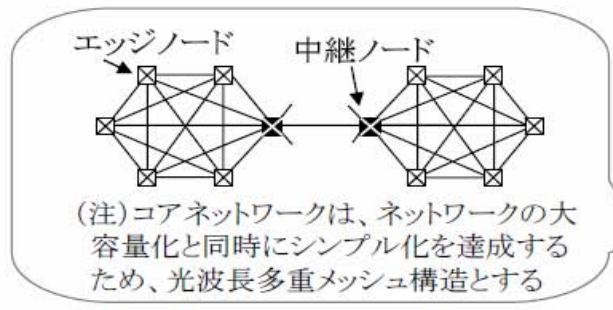
KDDIのウルトラ3G構想(05年6月発表)

- 05年6月、固定・携帯等、アクセスに拠らない固定移動統合網(ウルトラ3G)の構築について発表
※ ウルトラ3Gは、オールIPのネットワークバックボーンにて構成されIPv6を採用

⑥NTTの次世代ネットワーク構築のロードマップ

次世代ネットワークの構造とロードマップ

【次世代ネットワークの構造】



【次世代ネットワーク構築のロードマップ】



(出典:「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」第2回会合(06年2月)におけるNTT提出資料)

2. 電気通信事業における会計制度の概要

①電気通信事業における会計制度の在り方の検討の必要性

ネットワーク構造の変化

ブロードバンド化の進展

PSTNからIP網への段階的移行

市場統合の進展

水平的市場統合の進展
音声・データ・映像などの通信サービスの一体化

垂直的市場統合の進展
通信サービスと上位レイヤーサービスの一体化

通信サービスにおけるコストと料金の関係が複雑化

電気通信事業における会計制度の見直しが必要

(接続料・利用者料金の適正な水準を確保)

接続会計

接続料算定(実際費用方式)の基礎

PSTNとIP網の費用配賦の在り方等
ネットワーク構造の変化に対応した
適正な原価算定の在り方を検討

電気通信事業会計

利用者料金の適正な算定等の基礎

サービス別会計の在り方等
ビジネスモデルの変化に対応した
サービス別会計や料金規制の在り方を検討

②IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会 報告書（抜粋）

■ IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会（総務省総合通信基盤局長の懇談会）

・05年10月から06年9月まで開催し、同月13日に報告書を取りまとめ。構成員は、林敏彦放送大学教授（座長）を含め13名。

第3章 今後の接続政策の在り方

5. 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の見直し

(1) 市場構造の変化に対応した接続会計基準の見直し

現行の接続会計は、PSTNを中心としたネットワークを前提として設備区分等がなされていることから、通信市場における構造変化などを踏まえつつ、上記の制度趣旨に照らし、その妥当性について検証を行うことが必要である。

特に、IP化の進展によりネットワーク構造が変化し、また、役務区分そのものについても曖昧になりつつある中、PSTNとIP網との間の費用配賦が妥当に行われているか検証する必要がある。

例えば、IP網を構成するルータ等の設備は従来のPSTNと比べて安価な汎用品が使用されている一方、費用配賦においては一部「固定資産価額比」が用いられており、今後IP網が主流となる中では必要以上にPSTNに費用配賦が行われるなど、従来の配賦基準が必ずしも妥当でなくなる可能性がある。また、中継系については、音声・データといった役務概念で区分されているが、次世代ネットワークにおいては当該役務概念が妥当性を失う可能性がある。

その他、減価償却費の算定に用いる耐用年数についても、現在は法定耐用年数を用いているが、適切な接続料算定の観点からは使用実態が反映されているのが望ましい。NTT東西は既にPSTN網関連の新規投資を停止しており、また、光ファイバなど一部の設備については法定耐用年数が使用実態と乖離しているという指摘もあることから、耐用年数の妥当性についても改めて検証が必要である（本章6(2)「光ファイバに係る接続料の在り方」を参照）。

(2) 検討の方向性

このように、市場構造の変化に対応した接続会計の見直しは喫緊の課題である。このため、接続会計及び役務別会計（第4章3「新しい料金体系への対応の在り方」を参照）を含む会計制度の在り方について、専門家で構成する検討の場を速やかに設け、07年夏を目途に結論を得ることが適当であると考えられる。

第4章 今後の料金政策の在り方

3. 新しい料金体系への対応の在り方

(2) 役務別会計の見直し

第二に、電気通信事業者に適用される会計制度についても、複数サービスの料金のバンドル化・定額化などが進展し、広告収入など通信サービス以外の収入要素が通信サービスの料金設定に与える影響が今後大きくなると見込まれる中、その見直しが必要となる。具体的には、従来の音声・データ・専用といった役務区分に準拠した会計整理（役務別損益）を見直し、市場実態に即した会計制度の在り方について検討を行う必要がある。

2. 具体的施策

- (2) 指定電気通信設備制度（ドミナント規制）の見直し
 - (f) 会計制度（接続会計及び役務別会計）の見直し

ネットワーク構造や市場構造が変化する中、こうした環境変化に対応した会計制度の見直しを行うことが必要である。このため、電気通信事業における会計制度（接続会計及び役務別会計）の在り方について検討の場を設け、07年夏を目途に結論を出し、所要の制度整備を行う。

④ 会計制度に係る法的枠組み

電気通信事業法

(会計の整理)

第二十四条 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

(禁止行為等)

第三十条 略

5 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 略

13 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第二種指定電気通信設備を設置する事業者であって、収益ベースのシェアが25%を超える場合に、適正な競争関係を確保するために必要があると認めて総務大臣が指定した者

電気通信事業会計規則

【目的】

- 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もって基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること
- 禁止行為等規定適用事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすること

法第30条第5項に規定する「第1項の規定により指定された電気通信事業者及び…第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」

電気通信事業会計

第一種指定電気通信設備接続会計規則

【目的】

- 第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資すること

接続会計

⑤ 会社法・証券取引法と電気通信事業会計との関係

会社法・証券取引法に基づく会計

■ 会社法（会社計算規則）

適用範囲	株式会社等
作成書類	【計算書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 株主資本等変動計算書 ・ 個別注記表 【附属明細書】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有形固定資産及び無形固定資産の明細 ・ 引当金の明細 ・ 販売費及び一般管理費の明細 等
開示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表及び損益計算書（大会社の場合）を公告 ・ 計算書類及び附属明細書を本店に5年間、支店に3年間備え置き（株主及び債権者は閲覧可）

様式
会社計算規則で、設けるべき区分等を規定（様式そのものは規定していない）

■ 証券取引法（財務諸表等規則）

適用範囲	上場会社等
作成書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 株主資本等変動計算書 ・ キャッシュ・フロー計算書 【附属明細表】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券明細表 ・ 有形固定資産等明細表 ・ 社債明細表 ・ 借入金等明細表 ・ 引当金明細表
開示等	有価証券報告書（注：財務諸表は有価証券報告書の一部を構成）及びその添付書類の写しを5年間、本店及び主要な支店に備え置き、公衆の縦覧に供する

様式
財務諸表等規則で様式を規定

電気通信事業等

各事業会計規則で定める用語、様式及び作成方法による（会社計算規則・財務諸表等規則の特例）
（会社計算規則 § 146、財務諸表等規則 § 2）

電気通信事業会計

■ 電気通信事業法（電気通信事業会計規則）

適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的電気通信役務提供事業者（19社） ・ 指定電気通信役務提供事業者（N東西） ・ 禁止行為等規定適用事業者（NTT東西・ドコモ）
作成書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 株主資本等変動計算書 ・ 個別注記表 【附属明細書】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産等明細表 ・ 関係会社投資明細表 ・ 有価証券明細表 ・ 社債明細表 ・ 借入金等明細表 ・ 引当金明細表 ・ 電気通信営業費用明細表 ○ 基礎的電気通信役務損益明細表(基) ○ 指定電気通信役務損益明細表(指) ○ 移動電気通信役務損益明細表(禁&移) ・ 附帯事業損益明細表(禁) ・ その他重要事項明細表
開示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○の損益明細表は、官報等により公示 ・ 禁止行為等適用事業者は、下線の書類につき、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、1ヶ月ネットを利用することにより公表

様式
事業会計規則で様式を規定

会社法等の適用関係	事業法	会社法	証取法
NTT持株	×	○	○
NTT東西（基・指・禁）	○	○	×
NTTドコモ（禁）	○	○	○
KDDI, ソフトバンク(基)	○	○	○
その他の(基)事業者	○	○	×

事業会計規則に基づき提出している貸借対照表・損益計算書等と同じ様式の書類を提出

(参考) 電気通信事業会計規則適用事業者の会社法・証券取引法の適用関係 12

	事業者名	会社法	証券取引法	電気通信事業会計規則		
			有価証券報告書 (括弧内は親会社)	基礎的電気通信役 務提供事業者	指定電気通信役務 提供事業者	禁止行為等規定適 用事業者
1	東日本電信電話株式会社	○	× (NTT持株)	○	○	○
2	西日本電信電話株式会社	○	× (NTT持株)	○	○	○
3	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	○	× (ドコモ)	×	×	○
4	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	○	× (ドコモ)	×	×	○
5	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	○	○	×	×	○
6	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	○	× (ドコモ)	×	×	○
7	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	○	× (ドコモ)	×	×	○
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	○	× (ドコモ)	×	×	○
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	○	× (ドコモ)	×	×	○
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	○	× (ドコモ)	×	×	○
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	○	× (ドコモ)	×	×	○
12	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (17年度まで)	○	× (NTT持株)	○	×	×
13	KDDI株式会社	○	○	○	×	×
14	日本テレコム株式会社 (現ソフトバンクテレコム株式会社)	○	○	○	×	×
15	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	○	× (東電)	○	×	×
16	株式会社ジェイコム東京	○	× (ジュピター)	○	×	×
17	株式会社ジェイコム湘南	○	× (ジュピター)	○	×	×
18	浦和ケーブル・テレビ・ネットワーク株式会社	○	× (ジュピター)	○	×	×
19	株式会社メディアさいたま	○	× (ジュピター)	○	×	×
20	株式会社ジェイコム千葉	○	× (ジュピター)	○	×	×
21	株式会社ジェイコム関東	○	× (ジュピター)	○	×	×
22	株式会社ジェイコム関西	○	× (ジュピター)	○	×	×
23	北摂ケーブルネット株式会社	○	× (ジュピター)	○	×	×
24	株式会社ケーブルネット神戸芦屋	○	× (ジュピター)	○	×	×
25	福岡ケーブルネットワーク株式会社	○	× (ジュピター)	○	×	×
26	株式会社ケーブルビジョン二十一	○	× (ジュピター)	○	×	×
27	株式会社ジェイコム北九州	○	× (ジュピター)	○	×	×
28	株式会社ケーブルネット下関	○	× (ジュピター)	○	×	×
29	土浦ケーブルテレビ株式会社	○	× (ジュピター)	○	×	×
30	ベライゾン・ジャパン(株)	○	×	○	×	×
合計				21社	2社	11社

H18.6.1に合併して
株式会社ジェイコム
さいたまに

※平成17年度決算によるもの。なお、基礎的電気通信役務提供事業者は、現在19社。

⑥会計制度間の相関関係

- 電気通信事業分野の会計制度は、電気通信事業会計と接続会計に大別される。
- 電気通信事業会計の損益計算書上の損益については、同会計における指定電気通信役務損益明細表や基礎的電気通信役務損益明細表等において、役務区分別に整理・計上される。
- また、電気通信事業会計の損益計算書上の費用と貸借対照表上の資産は、接続会計において、設備区分別に整理・計上される。

【電気通信事業会計】 (損益計算書)

経常損益	営業損益	電気通信事業損益
		収益
		(何) 収入
		費用
		営業費
		運用費
		施設保全費
		共通費
		管理費
		試験研究費
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
	(何) 業損益	
	営業外損益	
	特別損益	

(指定電気通信役務損益明細表)

基本料	市内通話	市外通話	公衆電話	一般専用	高速デジタル伝送
-----	------	------	------	------	----------	----	----	----

役務区分別

【接続会計】

端末伝送路	主配線盤	端末交換設備	中継交換設備	信号網設備	番号案内DB	県間伝送路	サービス活動	..
-------	------	--------	--------	-------	--------	----	----	----	-------	--------	----

設備区分別

管理部門

利用部門

⑦近年の商法改正等に伴う主な会計制度の変更について

連結会計

資本的及び実質的に支配従属関係にある法的に独立した複数の会社からなる企業集団を、経済的な観点から単一の組織体とみなして、その経営成績及び財政状態を把握するための決算方法。連結ベースでの概況、業績等の開示、連結キャッシュフロー計算書の開示、中間連結財務諸表の開示、連結ベースでの臨時報告書の提出等。

99年4月1日以後開始する事業年度から適用。02年の商法特例法改正により、05年3月期決算から大会社（当面の間は有価証券報告書提出会社）において連結計算書類の作成が義務付け。

財務諸表等規則改正に伴い、事業会計規則を改正（99.11.11）。関係会社の定義を持株比率基準から実質的支配力、影響力基準によるものに変更。附属明細表の簡素化等。

退職給付会計

企業から直接給付される退職金と企業年金制度（外部積立制度）から給付される退職給付をあわせた包括的な会計基準。

00年4月1日以後開始される事業年度から、退職給付債務を貸借対照表に退職給付引当金として計上することが義務付け。

財務諸表等規則改正に伴い、事業会計規則を改正（00.10.4）。勘定科目「退職給与引当金」を「退職給付引当金」に改め、採用している退職給付制度の概要等の項目を追加。

キャッシュ・フロー計算書

企業又は企業集団の1会計期間におけるキャッシュ（現金及び現金同等物）の流れを報告するために作成される財務諸表。

連結キャッシュ・フロー計算書は99年4月1日以後開始する事業年度から、中間連結キャッシュ・フロー計算書は00年4月1日以後開始する事業年度から、有価証券報告書に記載することがそれぞれ義務付け。

時価会計

資産と負債を毎期末の時価で評価し、財務諸表に反映させる会計制度。

金融商品について、00年4月1日（但し一部の金融商品の時価会計の導入は01年4月1日以後開始する事業年度から）以後開始する事業年度から義務付け。

商法及び計算書類規則の改正に伴い、事業会計規則を改正（00.10.4）。有価証券の時価評価を可能とした。

税効果会計

会計上は費用として処理されるが税法上は損金として取り扱われない事項等がある場合、会計上の当期純利益が当期の業績を適切に反映したものとるように、両者の課税額の差異を調整し、法人税等を期間配分。

従来、連結決算においてのみ任意適用であったが、99年4月以後開始する事業年度から単独決算・連結決算での導入が義務付け。

計算書類規則改正に伴い、事業会計規則を改正（99.3.30）。勘定科目に税効果関係科目を追加。

減損会計

固定資産の減損処理。主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった帳簿価額を、一定の条件のもとで、その回収不能分について固定資産価値を減額する会計処理。

05年4月1日以後開始する事業年度から減損会計が義務付け。

財務諸表等規則改正に伴い、事業会計規則を改正（06.10.30）。特別損失に減損損失を追加。

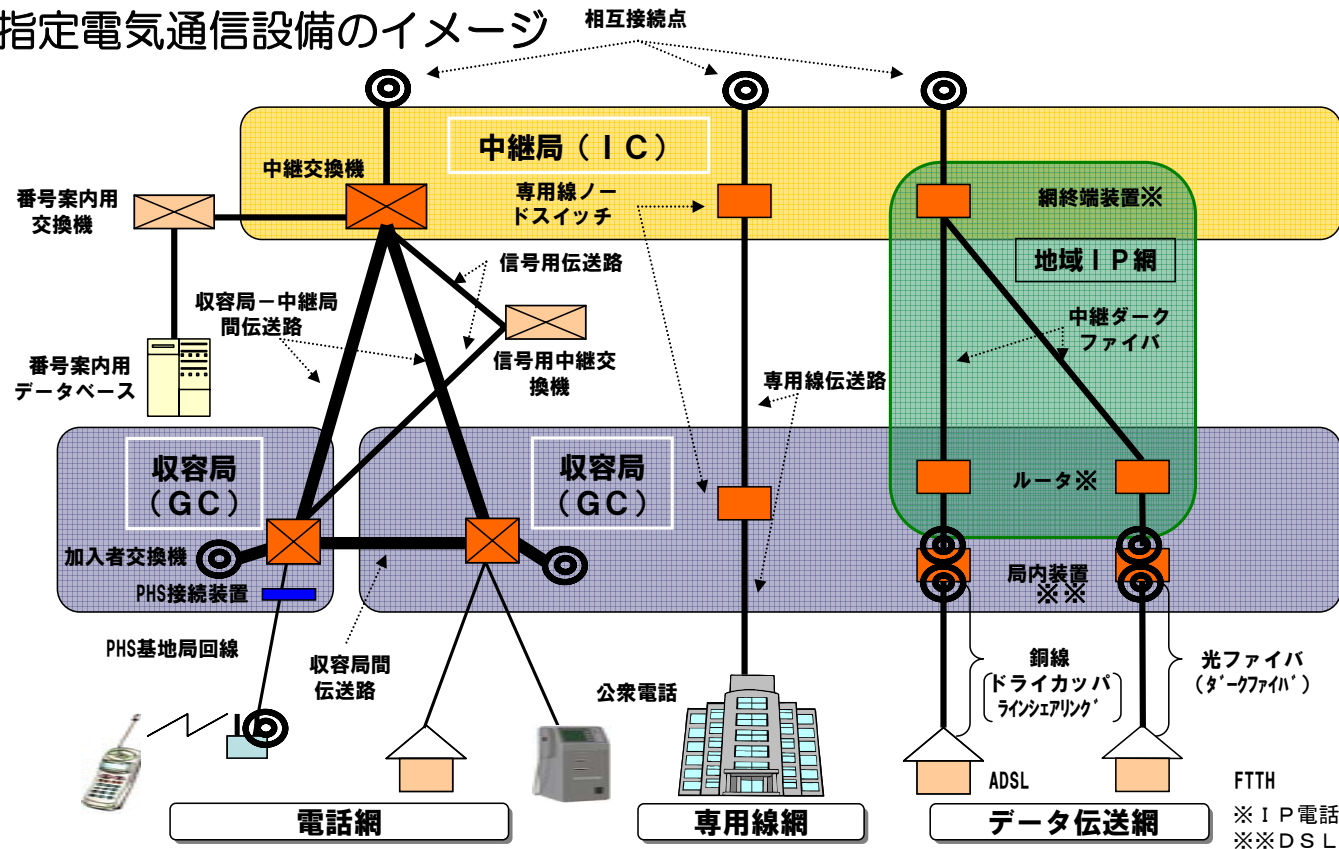
3. 接続会計について

①第一種指定電気通信設備制度の概要

◇接続制度の概要（固定電気通信役務に係るもの）

- ・ 総務大臣が、他事業者の事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保という観点からも利用が確保されることが不可欠な加入者回線を相当規模有する事業者の設備を指定（第一種指定電気通信設備）。
- ・ 当該設備を設置する事業者（現在はNTT東西のみ）には、他の事業者が当該設備と接続する際の料金（接続料）など接続の条件に関して接続約款の作成義務の他、当該設備を管理運営する部門とこれを利用してサービス提供を行う部門とに会計を分離することが義務付けられる。

(参考) 第一種指定電気通信設備のイメージ

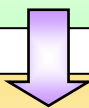


※ IP電話専用のものを除く
 ※※ DSLAM、DSL用スプリッタを除く

②接続会計の目的・機能

○ 目的（第一種指定電気通信設備接続会計規則）

第1条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資することを目的とする。



○ 機能

原価測定機能

指定電気通信設備をその階梯或いは機能・目的に従って区分し、その管理運営に要した費用をこの各区分に直課させ又は因果性を考慮した基準に従い合理的に帰属させて集計する。これにより、アンバンドルされた接続料の設備コスト・ベースの算定を行うのに必要な基礎データを提供することが可能となる。

○ 接続料規則

第四章 原価算定

（原価算定に用いる資産及び費用）

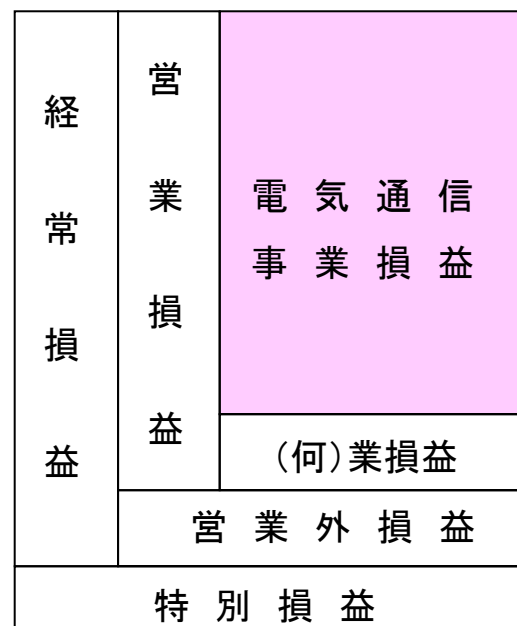
第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価を算定しなければならない。

内部相互補助のモニタリング機能

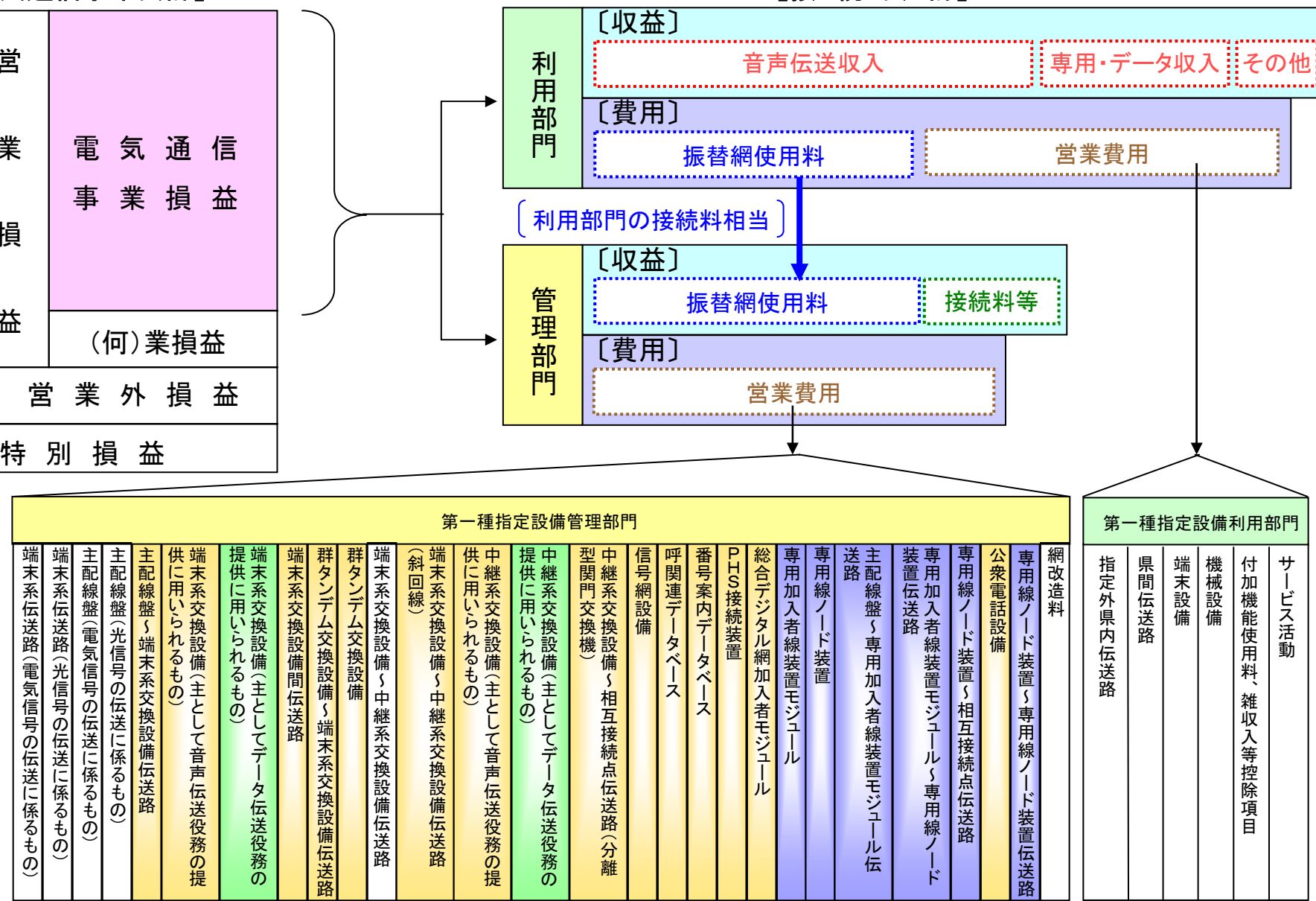
指定電気通信設備を設置した第一種電気通信事業者の会計を指定電気通信設備の管理運営に関する活動と指定電気通信設備を利用したサービス提供に関する活動に区分し、指定電気通信設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内（振替）取引を擬制して双方の損益状況を明らかにすることによって、内部相互補助をモニタリングすることが可能となる。

③接続会計の概要

【電気通信事業会計】



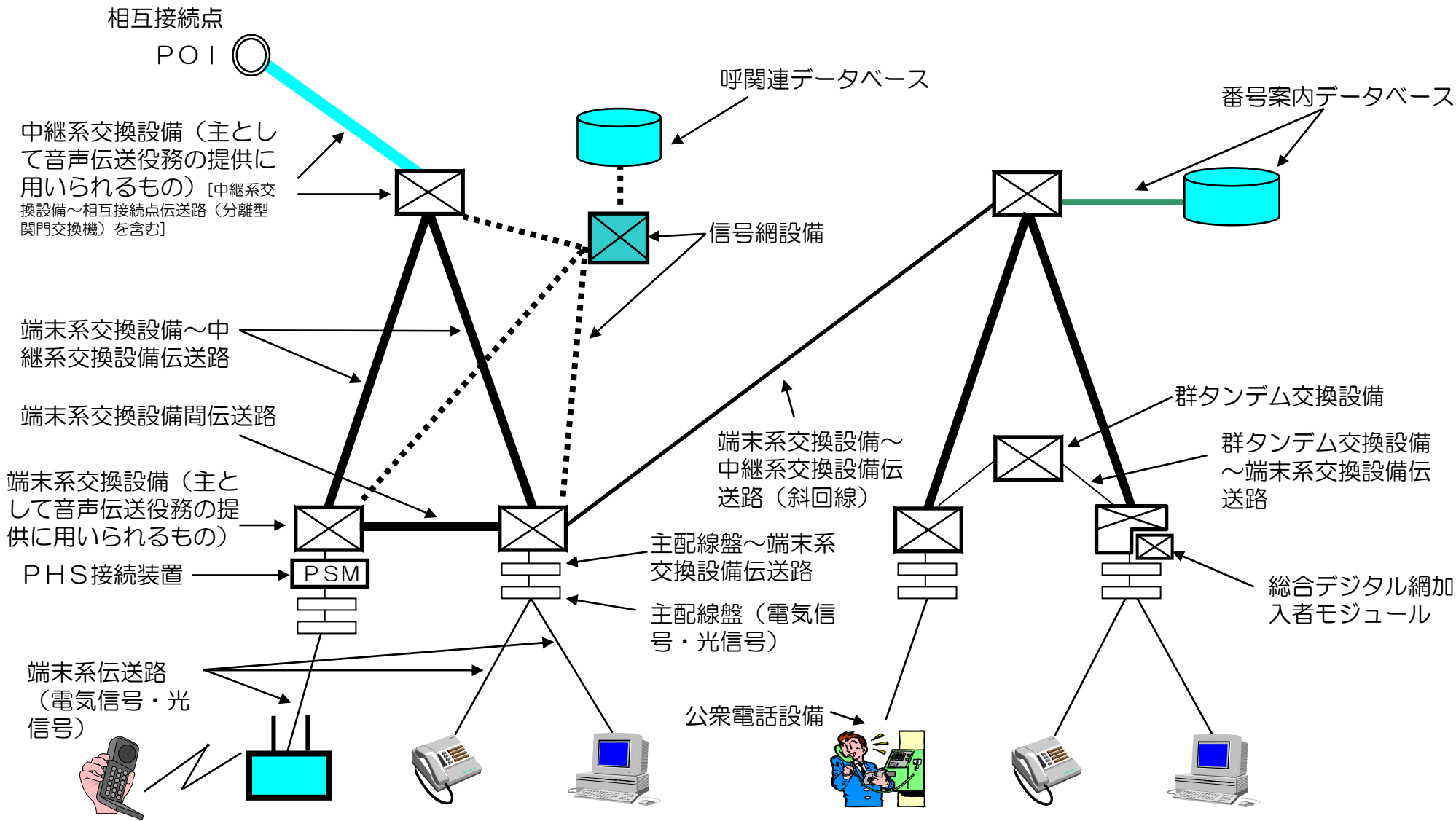
【接続会計】



実績原価方式による接続料算定の根拠データ

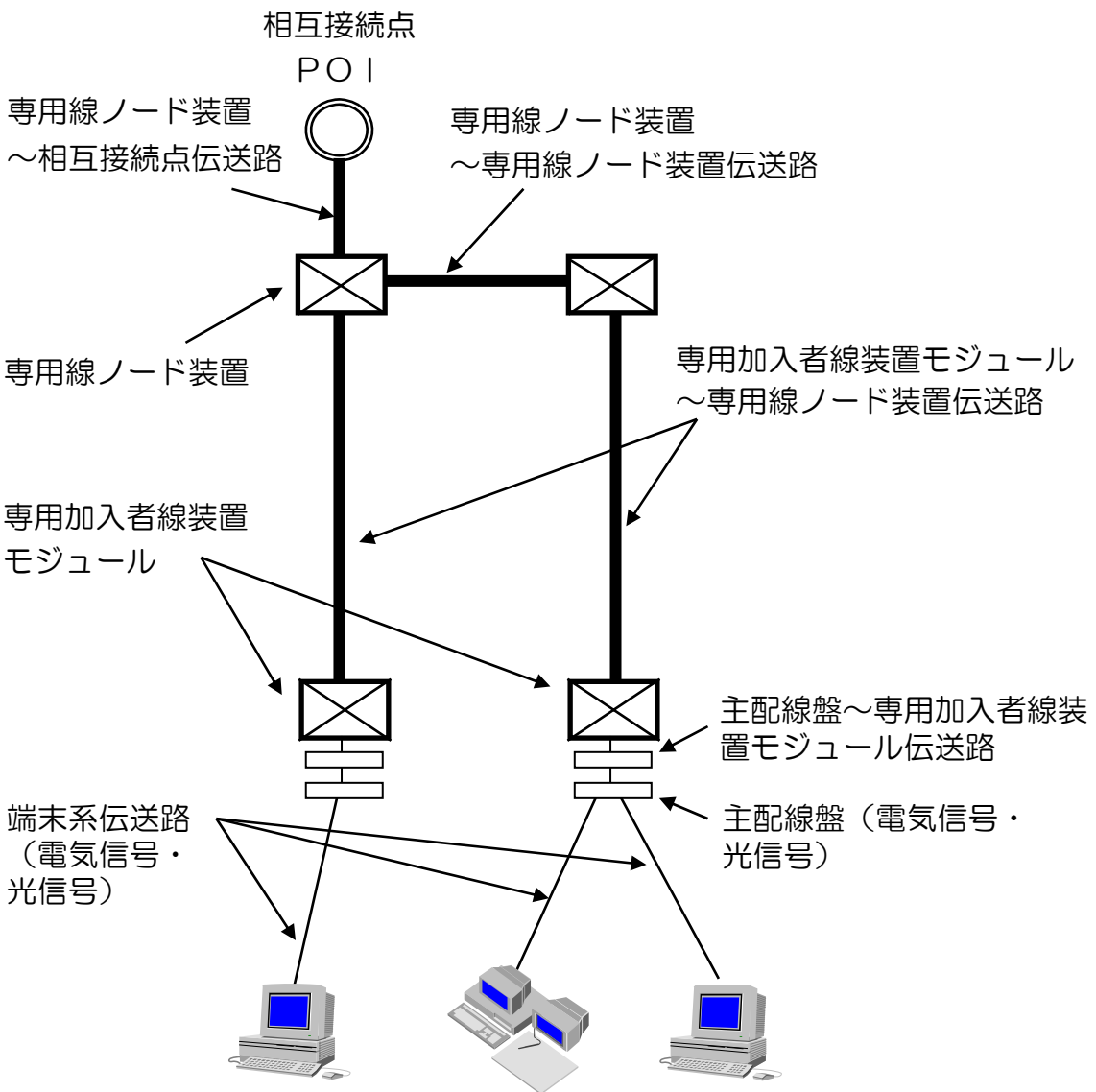
④設備区分の構成 (イメージ図) I

(1) 公衆網

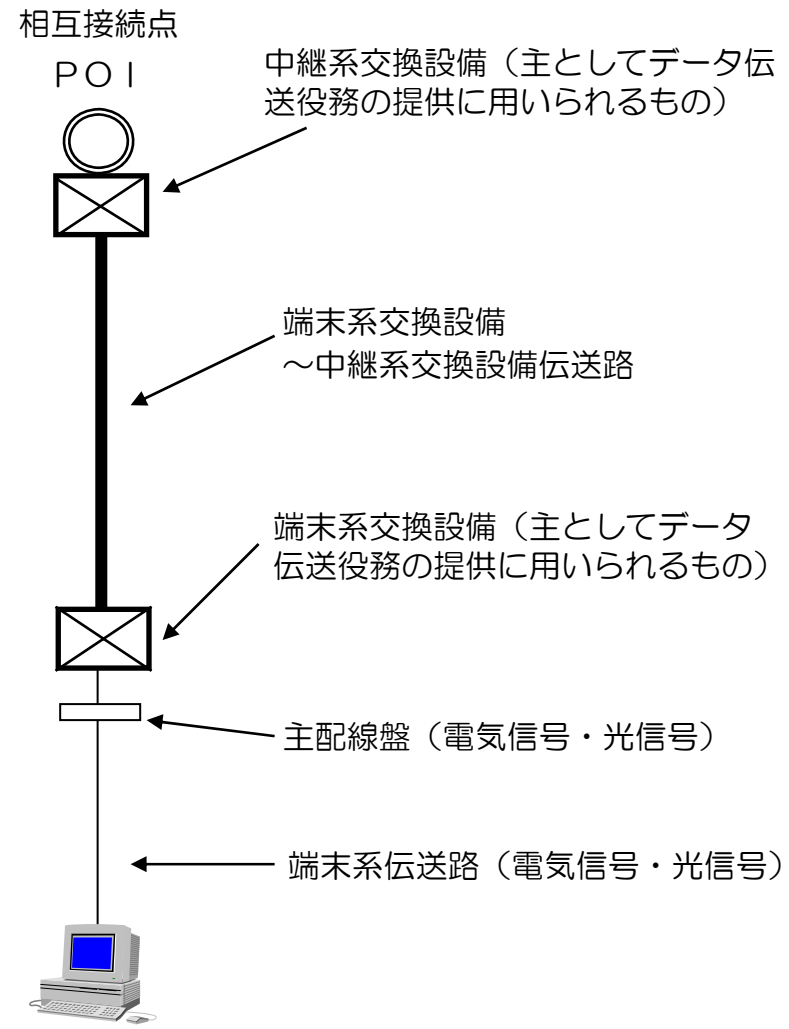


④設備区分の構成 (イメージ図) II

(2) 専用網



(3) データ伝送網



⑤ 接続制度の変遷

85年度 電気通信事業法制定、新規事業者（NCC）参入
各事業者が利用者から個別に料金徴収（ぶつ切り料金）

93年度 エンド・エンド料金導入
事業者間協議による接続料の設定

97年度 電気通信事業法改正
指定電気通信設備制度導入、接続会計制度の導入

00年度 電気通信事業法改正
長期増分費用方式（LRIC）導入

- 第1次モデル（00年度～02年度の接続料算定に適用）
- 第2次モデル（03年度・04年度の接続料算定に適用）
- 第3次モデル（05年度～07年度の接続料算定に適用）

加入者回線のアンバンドル（銅線）

コロケーションルールの整備

01年度 指定電気通信設備の範囲の見直し
データ伝送役務の提供に係る設備についても指定

加入者回線のアンバンドル（光ファイバ）

地域IP網のアンバンドル

電気通信事業法改正
第二種指定電気通信設備制度導入

接続の基本ルールの策定

接続の基本ルールの
先行的見直し

接続の基本ルールの
見直し

法施行後3年を目途に接続制度について検討



⑥接続料の機能区分の変遷

制度創設時

97年度(11機能)

対象機能
端末回線伝送機能

端末系交換機能

市内伝送機能

中継系交換機能

中継系伝送機能

交換伝送機能

信号伝送機能

呼関連データベース機能

番号案内機能

手動交換機能

公衆電話機能

00年度(18機能)

対象機能
帯域透過端末回線伝送機能
帯域分割端末回線伝送機能
基地局設備用端末回線伝送機能
光信号端末回線伝送機能
総合デジタル通信端末回線伝送機能
その他端末回線伝送機能
加入者交換機能
優先接続機能
折返し通信路設定機能

市内伝送機能
中継系交換機能

対象機能
中継伝送共用機能
中継伝送専用機能

対象機能
通信路設定伝送機能
信号伝送機能
呼関連データベース機能
番号案内機能
手動交換機能
公衆電話機能
端末間伝送等機能

01年度(26機能)

対象機能
帯域透過端末回線伝送機能
帯域分割端末回線伝送機能
基地局設備用端末回線伝送機能
光信号端末回線伝送機能
総合デジタル通信端末回線伝送機能
その他端末回線伝送機能
加入者交換機能
信号制御交換機能
優先接続機能
折返し通信路設定機能
光信号電気信号変換機能
光信号分離機能

市内伝送機能
中継系交換機能

対象機能
中継伝送共用機能
中継伝送専用機能
光信号中継伝送機能

対象機能
ルーティング伝送機能
通信路設定伝送機能
信号伝送機能
呼関連データベース機能
番号案内機能
手動交換機能
公衆電話機能
端末間伝送等機能
クロック提供機能

04年度(32機能)

対象機能
帯域透過端末回線伝送機能
帯域分割端末回線伝送機能
基地局設備用端末回線伝送機能
光信号端末回線伝送機能
総合デジタル通信端末回線伝送機能
その他端末回線伝送機能
加入者交換機能
信号制御交換機能
優先接続機能
加入者交換機専用トランクポート機能
加入者交換機共用トランクポート機能

対象機能
折返し通信路設定機能
光信号電気信号変換機能
光信号分離機能
加入者交換機接続伝送専用機能
市内伝送機能

対象機能
中継交換機能
中継交換機専用トランクポート機能
中継交換機共用トランクポート機能

対象機能
中継伝送共用機能
中継伝送専用機能
中継交換機接続伝送専用機能
光信号中継伝送機能

対象機能
ルーティング伝送機能
通信路設定伝送機能
信号伝送機能
呼関連データベース機能
番号案内機能
手動交換機能
公衆電話機能
端末間伝送等機能
クロック提供機能

現在

05年度(33機能)

対象機能	通称
帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパ
帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング
基地局設備用端末回線伝送機能	PHS基地局回線
光信号端末回線伝送機能	加入者タークファイバ
総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500のキャリアスレート
その他端末回線伝送機能	OLT等
加入者交換機能	GC交換機
信号制御交換機能	加入者交換機機能メニュー
優先接続機能	マイライン
番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ
加入者交換機専用トランクポート機能	GC-POI間トランクポート
加入者交換機共用トランクポート機能	GC-IC間トランクポート
折返し通信路設定機能	ISM
光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ
光信号分離機能	スプリッタ
加入者交換機接続伝送専用機能	GC-POI間回線
市内伝送機能	GC-GC間回線
中継交換機能	IC交換機
中継交換機専用トランクポート機能	IC-POI間トランクポート
中継交換機共用トランクポート機能	IC-IC間トランクポート
中継伝送共用機能	GC-IC間共用回線
中継伝送専用機能	GC-IC間専用回線
中継交換機接続伝送専用機能	IC-POI間回線
光信号中継伝送機能	局内光ファイバ+中継ダーク
ルーティング伝送機能	地域IP網
通信路設定伝送機能	専用線
信号伝送機能	共通線信号網
呼関連データベース機能	呼関連データベース
番号案内機能	番号案内データベース装置
手動交換機能	104
公衆電話機能	公衆電話機
端末間伝送等機能	キャリアスレート
クロック提供機能	クロック提供装置

(01年4・12月、02年2月の3回に分けて追加)

※接続料の算定方式 : 実績原価方式、 : 将来原価方式 : 長期増分費用 (LRIC) 方式 : キャリアスレート

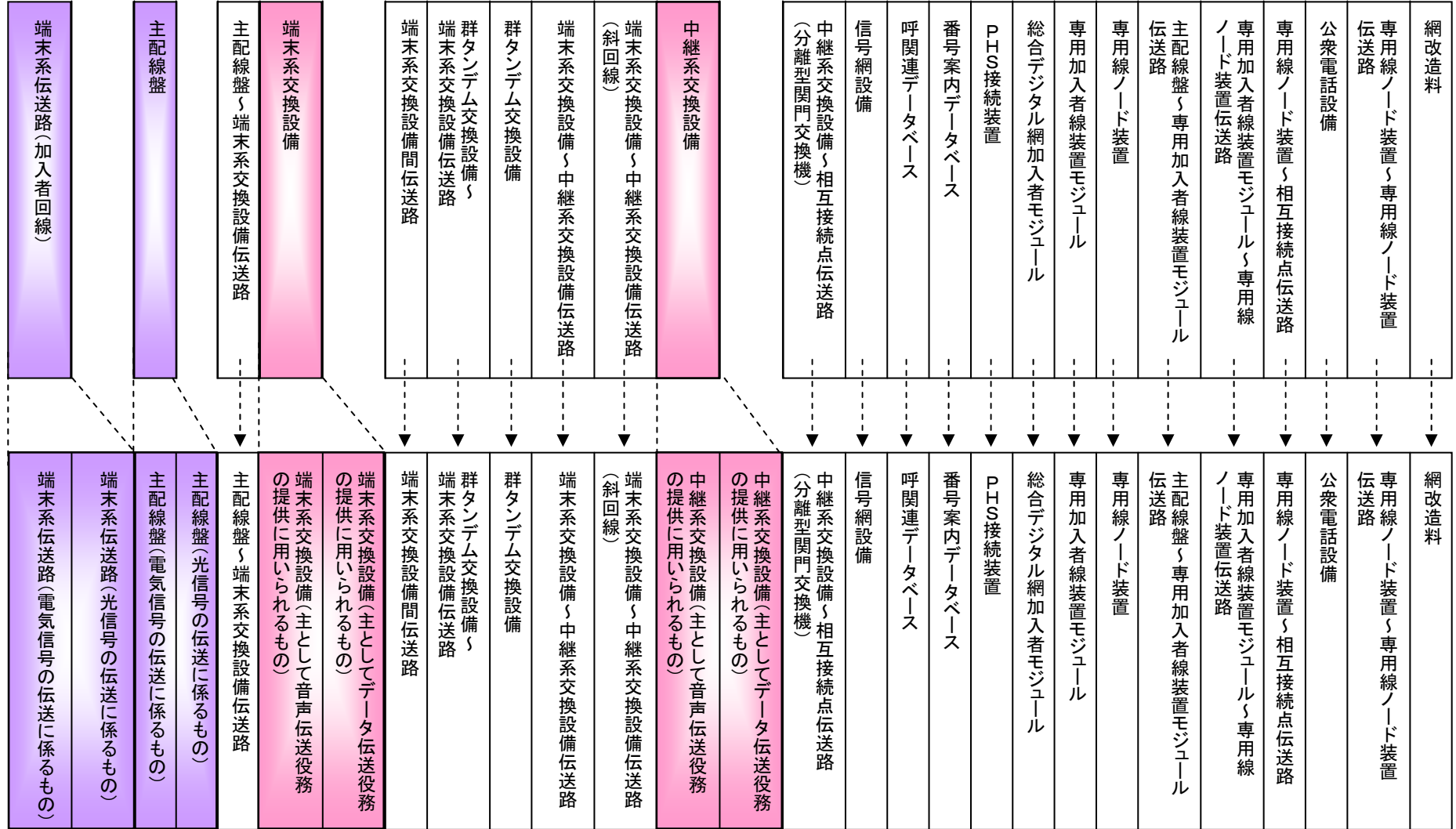
※ 機能 は、追加された機能

⑦ 接続会計の設備区分の変遷

設備区分については、接続会計制度創設時からの変更は、以下の二点。

- 端末系伝送路と主配線盤について、「電気信号の伝送に係るもの」と「光信号の伝送に係るもの」に区分。
- 端末系交換設備と中継系交換設備について、「主として音声伝送役務の提供に用いられるもの」と「主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの」に区分。

97年度時点(制度創設時):21区分



02年度〜現在:25区分

⑧接続料の機能区分と接続会計の設備区分との対応関係

		網改造料	専用線ノード装置専用線ノード装置伝送路	公衆電話設備	専用線ノード装置相互接続点伝送路	専用加入者線装置モジュール専用線ノード装置伝送路	専用加入者線装置モジュール専用加入者線専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール	総合デジタル網加入者モジュール	PHS接続装置	番号案内データベース	呼関連データベース	信号網設備	中継系交換設備相互接続点伝送路(分離型専用交換機)	中継系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)	中継系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(中継系交換設備伝送路(斜線))	端末系交換設備(中継系交換設備伝送路)	群タンデム交換設備	群タンデム交換設備(端末系交換設備伝送路)	端末系交換設備(間伝送路)	端末系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	主配線盤(中継系交換設備)	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	
端末回線伝送機能	帯域透過端末回線伝送機能																												2
	帯域分割端末回線伝送機能																												2
	基地局設備用端末回線伝送機能																												2
	光信号端末回線伝送機能																												3
	総合デジタル通信端末回線伝送機能																												3
	その他端末回線伝送機能																												6
端末系交換機能	加入者交換機能																												3
	信号制御交換機能																												1
	優先接続機能																												1
	番号「-外」リタイ機能																												1
	加入者交換機専用トランク「-ト」機能																												1
	加入者交換機共用トランク「-ト」機能																												1
折返し通信路設定機能																												4	
光信号電気信号変換機能																												1	
光信号分離機能																												1	
加入者交換機接続伝送専用機能																												1	
市内伝送機能																													6
中継系交換機能	中継交換機能																												2
	中継交換機専用トランク「-ト」機能																												2
	中継交換機共用トランク「-ト」機能																												2
中継伝送機能	中継伝送共用機能																												4
	中継伝送専用機能																												3
	中継交換機接続伝送専用機能																												4
	光信号中継伝送機能																												12
ルータック伝送機能																												3	
通信路設定伝送機能																												6	
信号伝送機能																												1	
呼関連データベース機能																												1	
番号案内機能																												9	
手動交換機能																												3	
公衆電話機能																												1	
端末間伝送等機能																												5	
加ッ提供機能																												1	
		5	3	4	3	3	7	3	5	5	6	6	5	6	1	0	2	1	3	0	2	4	2	5	4	3	2	3	4

※接続料の算定方式 ：実績原価方式、：将来原価方式 ：長期増分費用 (LRIC)方式 ：キャリアズレート

⑨費用の配賦基準

- 接続会計では、電気通信事業会計規則で整理された費用及び資産を、「活動」及び「活動支援」へ帰属させ、さらに「活動支援」は各「活動」に帰属させ、最終的には「設備区分」へ帰属させる。
- 上記活動・活動支援への費用の帰属及び活動支援から活動への費用等の帰属は、以下の配賦基準により実施。
 - ・第一種指定電気通信設備接続会計規則において、配賦基準の原則を規定
 - ・更に詳細については、NTT東西が事業の実態にあわせて具体的な配賦基準を作成（接続会計処理手順書）

■第一種指定電気通信設備接続会計規則 別表第2 様式第5 設備区分別費用明細表（注）

1 電気通信設備を収容する建物及び器具備品に係る費用並びに通信設備使用料については、原則として次の基準により、第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分、支援設備、全般管理に帰属させる。		3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。	
建物	減価償却費、固定資産除去費、施設保全費	第一段階 占有面積比 第二段階 設備の占有面積比 (設備収容関連) 稼働人員数比 (設備収容関連以外)	支援設備 電力設備 試験受付 総合監視
器具備品	減価償却費、固定資産除去費、施設保全費 通信設備使用料 租税公課	稼働人員数比 該当する設備区分比 正味固定資産額比	仕様電力値比 故障件数比 監視対応件数比
2 試験研究費については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。		全般管理 共通 資材(販売用のものを除く。) 保管、荷役、輸配送 資材共通 研修(サービス関連のものを除く。) 設備 共通 医療(職員の健康管理に関するもの) 一般共通 経理(仕訳レコード数により設備関連のものを抽出) 総務、厚生、人事等	
インフラ系応用技術(通信用建物)	占有面積比	支出額比	支出額比
インフラ系応用技術(通信用電力)	仕様電力値比		
インフラ系応用技術(電気通信設備)	設備区分の当年度 取得固定資産価額比		
インフラ系基礎技術	設備の当年度取得固定 資産価額比	取得固定資産価額比 支出額比	
		管理(サービス関連部門を除く。) ネットワーク関連 一般管理(電気通信設備の管理運営に関連するもの)	

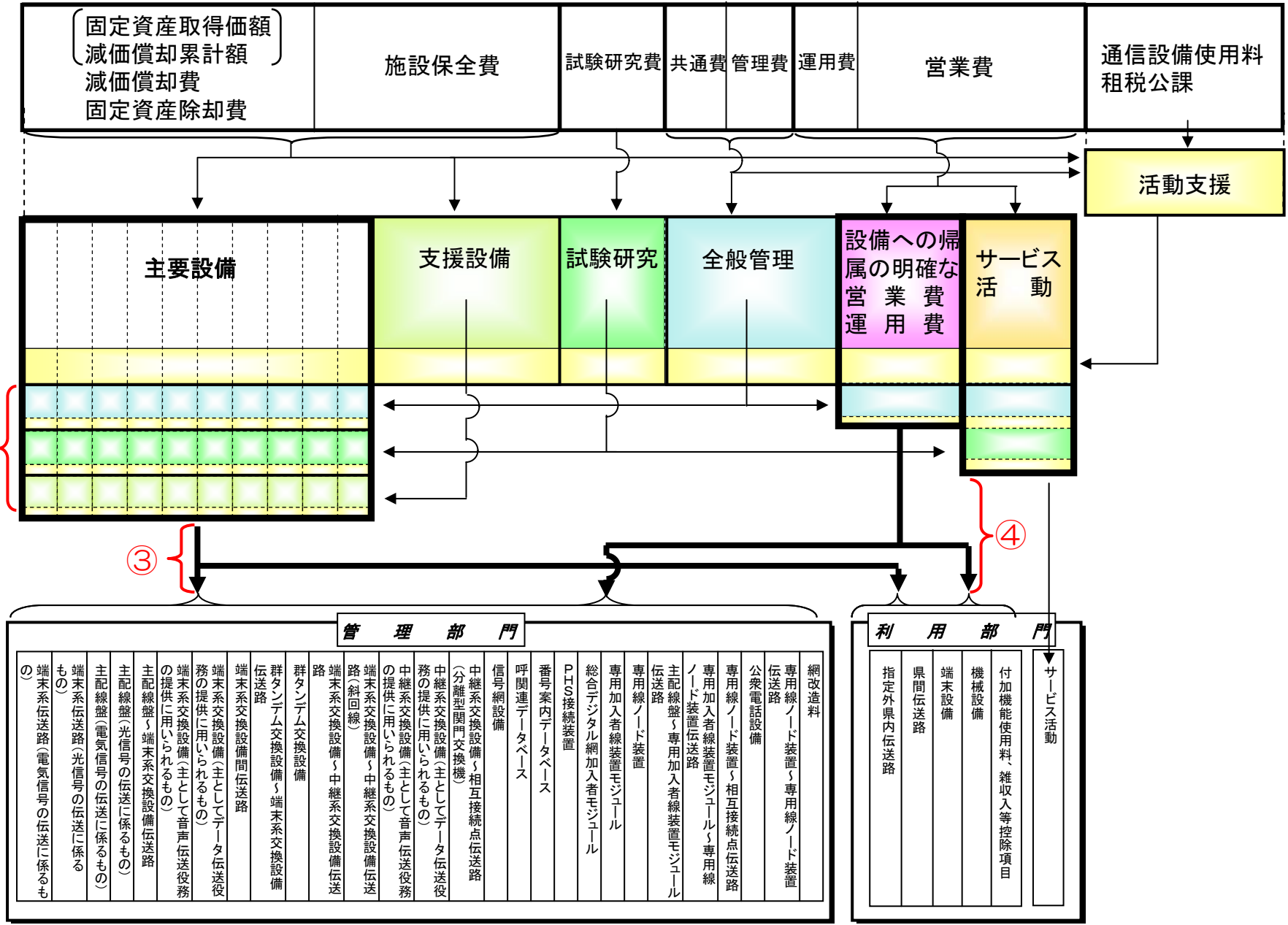
■これまでの見直し

○3年に規則を改正し、設備区分の投資累計額（固定資産価額）比により配賦されていた試験研究費について、当年度取得固定資産価額比により配賦する旨の見直しを実施（○3年度会計から適用）。

⑩接続会計の基本的枠組み（全体）

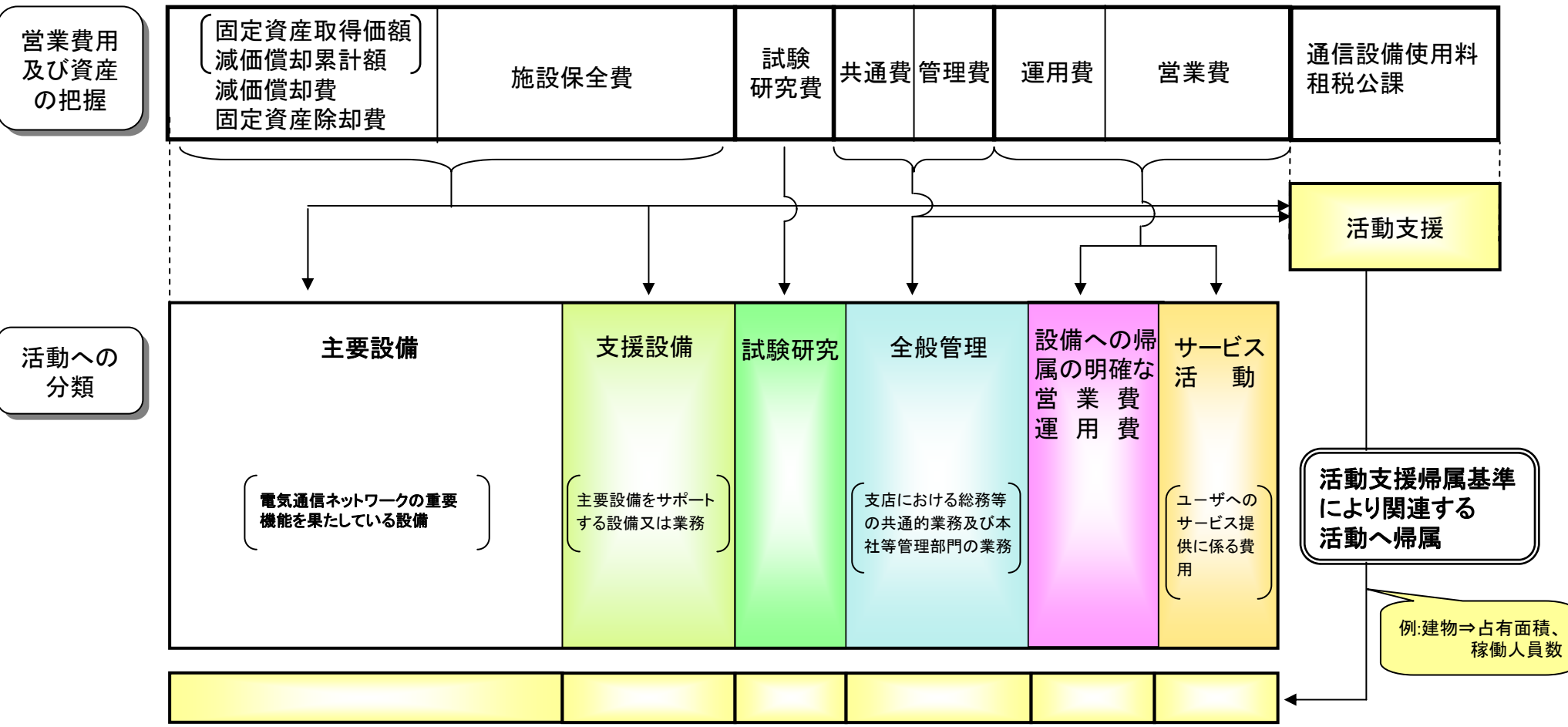
電気通信事業会計

② 接続会計



⑪ 接続会計の基本的枠組み①

電気通信事業会計規則の定めに従って整理された費用及び資産を、接続会計において設定された活動及び活動支援へ帰属させ、さらに活動支援は各活動へ帰属させる。



⑫配賦基準関係①

■接続会計処理手順書（NTT東西作成）

費用及び資産の帰属する活動又は活動支援

活動区分の配賦基準の例

○減価償却費、固定資産除却費等の帰属

有形固定資産関係は「主要設備」、「支援設備」及び「活動支援」へ帰属し、無形固定資産関係は「主要設備」及び「活動支援」へ帰属

・市内電話機械設備（共用設備）取得固定資産価額比により主要設備の対応する活動区分へ帰属

○施設保全費の帰属

電気通信設備の保全のために必要な費用は、「活動支援」、「主要設備」及び「支援設備」へ帰属

・一般施設保全・市内線路調査及び芯線長比により主要設備の活動区分（端末系伝送路（メタル等）へ帰属

○試験研究費の帰属

研究部門において必要な費用は、「試験研究」に帰属

・「試験研究」の活動区分に帰属

○共通費・管理費の帰属

・支店等における総務等の共通的作业に必要な費用は、「活動支援」及び「全般管理」へ帰属（共通費）
・本社等管理部門において必要な費用は、「活動支援」及び「全般管理」へ帰属（管理費）

・顧客サービス企画調査により「全般管理」の設備企画と営業企画へ帰属

○運用費の帰属

電話等の通話の受付及び交換、電報の受付などに関連する費用は、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属

・電報運用は「サービス活動」に帰属
・それ以外の活動区分は、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」の番号案内に帰属

○営業費の帰属

・申込の受理、料金の収納などに関連する費用は原則として「サービス活動」へ帰属。
・一部「設備への帰属の明確な営業費・運用費」に帰属

・販売サポート・一般営業調査
・企画・一般営業支出額比

○通信設備使用料の帰属

他の電気通信事業者に対して設備使用の対価として支払う費用は「活動支援」へ帰属

・網使用料・音声伝送、共通調査により「活動支援」の網使用料（共通）と網使用料（その他）に帰属

○租税公課の帰属

固定資産税等の租税（一部除く。）及び道路占用料等の租税公課は、「活動支援」へ帰属

・「活動支援」の活動区分に帰属

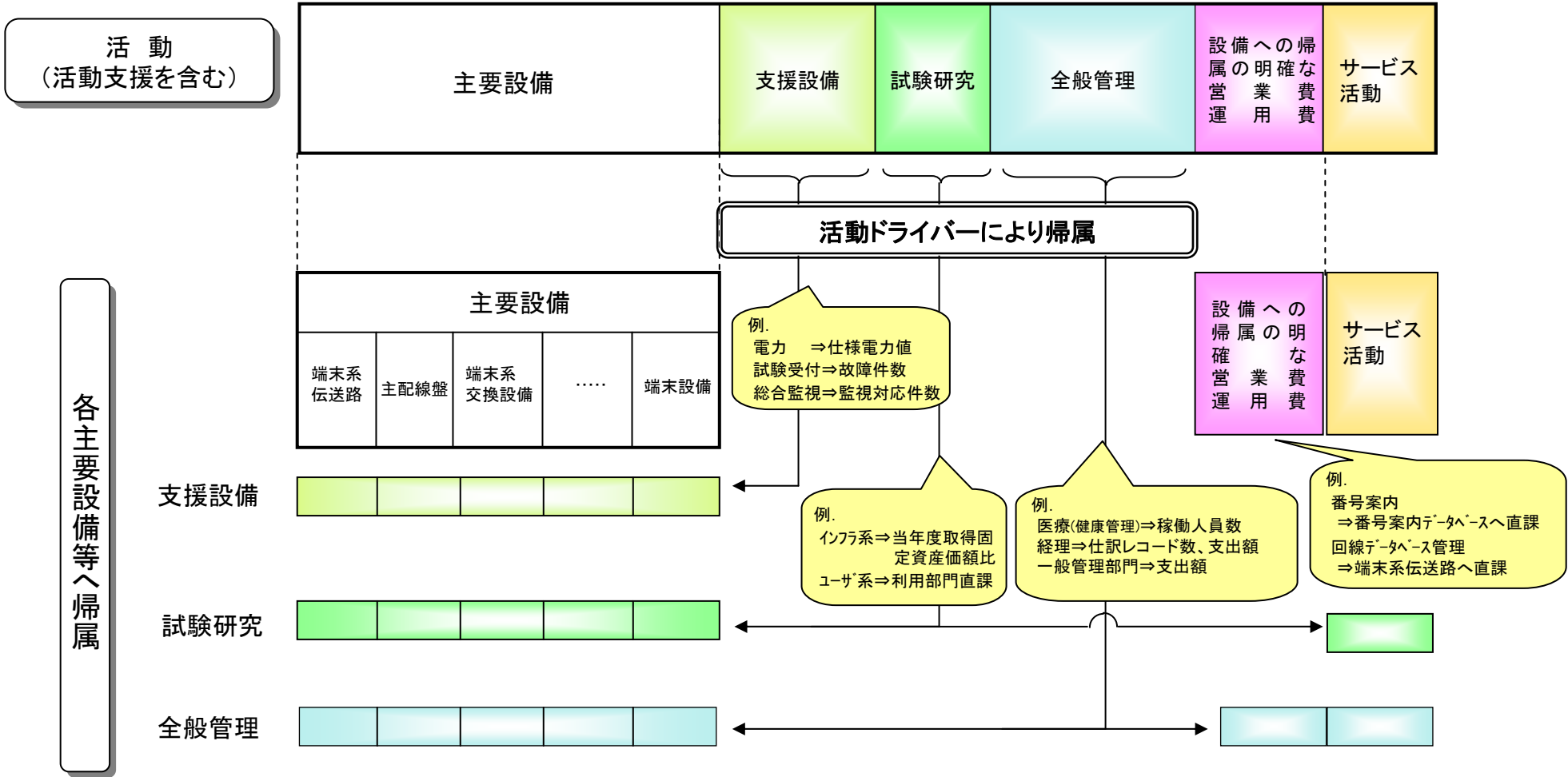
⑫配賦基準関係①

■接続会計処理手順書（NTT東西作成）

- 「活動支援」に帰属した費用及び資産は、「主要設備」「支援設備」「設備への帰属の明確な営業費・運用費」「試験研究」「全般管理」「サービス活動」の各活動区分へ帰属させる。以下配賦基準の例。
 - 建物に係る減価償却費、固定資産除却費、施設保全費
 - ・ 通信用、事務用建物関連については、占有面積比により「主要設備」と「支援設備」へ帰属させる。なお、事務室分は稼働人員数比により各活動へ帰属させる。
 - ・ 訓練用建物、医療用建物、資材用建物、厚生用建物関連については、「全般管理」へ帰属
 - ・ 研究用建物関連については、稼働人員数比により「試験研究」へ帰属
 - 器具備品に係る減価償却費、固定資産除却費、施設保全費
 - ・ 使用部門調査に基づき、「営業」、「運用」、「設備」、「共通」、「管理」及び「研究」に区分
 - ・ 「営業」「運用」は直接又は稼働人員数比により「設備への帰属の明確な営業費・運用費」と「サービス活動」へ帰属
 - ・ 「設備」は稼働人員数比により「主要設備」と「支援設備」へ帰属
 - ・ 「共通」「管理」は「全般管理」へ、「研究」は「試験研究」へ帰属
 - ソフトウェアに係る減価償却費、固定資産除却費、施設保全費
主に取得固定資産額比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属
 - 通信設備使用料
交換設備、伝送路設備に関連する費用は、取得固定資産価額比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属
電力設備に関連する費用については「支援設備」の「電力設備」へ帰属
 - 租税公課
事業税については正味固定資産額比及び支出額比により対応する活動区分及び「サービス活動」へ帰属

⑬ 接続会計の基本的枠組み②

「支援設備」「試験研究」及び「全般管理」に整理した費用及び資産を、「主要設備」「設備への帰属の明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属させる。



⑭配賦基準関係②

■接続会計処理手順書（NTT東西作成）

○ 「支援設備」に整理した費用及び資産を「主要設備」の対応する活動区分へ帰属させる

- 総合監視:監視対応件数比 ○試験受付:受付件数比により話中調べ、端末機器設定及び故障受付に区分⇒直接又は故障件数比
- 設備企画:人員配置調査に基づき各設備担当に区分⇒直接又は支出額比 ○保全共通:直接又は支出額比、取得固定資産価額比
- 線路共通:電柱本数比 ○車両維持:稼働人員数比 ○架台設備:占有面積比、取得固定資産額比 ○電力設備:仕様電力値比
- 相互接続:取得固定資産価額比

○ 「試験研究」に整理した費用及び資産を「主要設備」及び「サービス活動」の各活動区分へ帰属させる

- 試験研究共通:支出額比により、以下の区分(「アクセス」～「純粹基礎技術」)へ帰属
- 通信用建物:占有面積比、取得固定資産額比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属
- アクセス、ノードシステム、リンクシステム、オペレーションシステム、線路土木、通信網構成、インフラ系基礎技術
:当年度取得固定資産額比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属
- 通信用電力装置:仕様電力比により「主要設備」の対応する活動区分へ帰属
- ユーザ系、ユーザ系基礎技術、純粹基礎技術:「サービス活動」へ帰属
- 宅内:主要設備の端末設備へ帰属

○ 「全般管理」に整理した費用及び資産を「主要設備」、「設備への帰属が明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」の各活動区分へ帰属させる

- (例)○共通資材:当年度取得固定資産額比又は支出額比により、「主要設備」、「設備への帰属が明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属
- 総務、厚生、人事、事業企画:支出額比により、「主要設備」、「設備への帰属が明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属
 - 健康管理:稼働人員数比により「主要設備」、「設備への帰属が明確な営業費・運用費」及び「サービス活動」へ帰属

⑮ 接続会計の基本的枠組み③

「主要設備」に整理した費用及び資産を接続会計規則に定める「設備区分」へ帰属する。

主要設備

端末設備
番号案内設備(TDIS)
番号案内設備(案内台)
番号案内設備(ANGELセンタ)
通信衛星設備
中継系交換設備(データ)
端末系交換設備(データ)
伝送機械設備
遠隔加入者線多重伝送装置
専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール
無線機械設備
機械設備
番号案内設備(交換機)
信号網設備
呼関連データベース(PHS用)
サービス制御設備
中継系交換設備(音声)
群タンデム交換設備
総合デジタル網加入者モジュール
主配線盤、端末系交換設備伝送路、専用加入者線装置モジュール
PHS接続装置
主配線盤(FTM)
主配線盤(MDF)
端末系交換設備(音声)
公衆電話設備
地中設備
市外線路設備
中継線路設備
端末系伝送路(共通)
端末系伝送路(光)
端末系伝送路(メタル)

回線数比・トラフィック比等により各設備区分へ帰属

設備区分

管 理 部 門	
網改造料	
専用線ノード装置、専用線ノード装置伝送路	
公衆電話設備	
専用線ノード装置、相互接続点伝送路	
専用加入者線装置モジュール、専用線ノード装置伝送路	
主配線盤、専用加入者線装置モジュール伝送路	
専用線ノード装置	
専用加入者線装置モジュール	
総合デジタル網加入者モジュール	
PHS接続装置	
番号案内データベース	
呼関連データベース	
信号網設備	
中継系交換設備、相互接続点伝送路(分離型/閉門交換機)	
中継系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)	
中継系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	
端末系交換設備、中継系交換設備伝送路(斜回線)	
群タンデム交換設備	
群タンデム交換設備	
群タンデム交換設備、端末系交換設備伝送路	
端末系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)	
端末系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	
主配線盤、端末系交換設備伝送路	
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	

利 用 部 門
サービス活動
付加機能使用料、雑収入等控除項目
機械設備
端末設備
県間伝送路
指定外県内伝送路

⑬配賦基準関係③

■接続会計処理手順書（NTT東西作成）

○「主要設備」に整理した費用及び資産を最終的な「設備区分」へ帰属させる

(例) ○末端系伝送路(メタル): 回線数比により末端系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)と指定外県内伝送路へ帰属

○末端系伝送路(光): 芯線数比により末端系伝送路(メタル)、末端系伝送路(光信号の伝送に係るもの)、指定外県内伝送路へ帰属

○末端系伝送路(共通): 直接または架空ケーブル長比、取得固定資産価額比により末端系伝送路(メタル)、末端系伝送路(光)及び機械設備へ帰属

○主配線盤(MDF): 回線数比により主配線盤(電気)、末端系交換設備(音声)及び機械設備へ帰属

○主配線盤(FTM): 芯線数比又は取得固定資産価額比により主配線盤(光信号の伝送に係るもの)、主配線盤(MDF)、末端系交換設備(音声)、主配線盤～末端系交換設備伝送路・専用線加入者線モジュール伝送路及び機械設備へ帰属

○末端系交換設備(音声): 直接又は回線数比、取得固定資産価額比により末端系伝送路(電気)、末端系交換設備(データ)などへ帰属
他へ帰属しない部分については取扱量比により末端系交換設備(音声)、網改造料及び機械設備へ帰属

○末端系交換設備(データ): 直接又は回線数比、取得固定資産価額比により末端系交換設備(データ)及び機械設備へ帰属

○伝送機械設備: 直接又は使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により、末端系伝送路(電気信号)、末端系交換設備(音声)(データ)、中継系交換設備(音声)(データ)などへ帰属

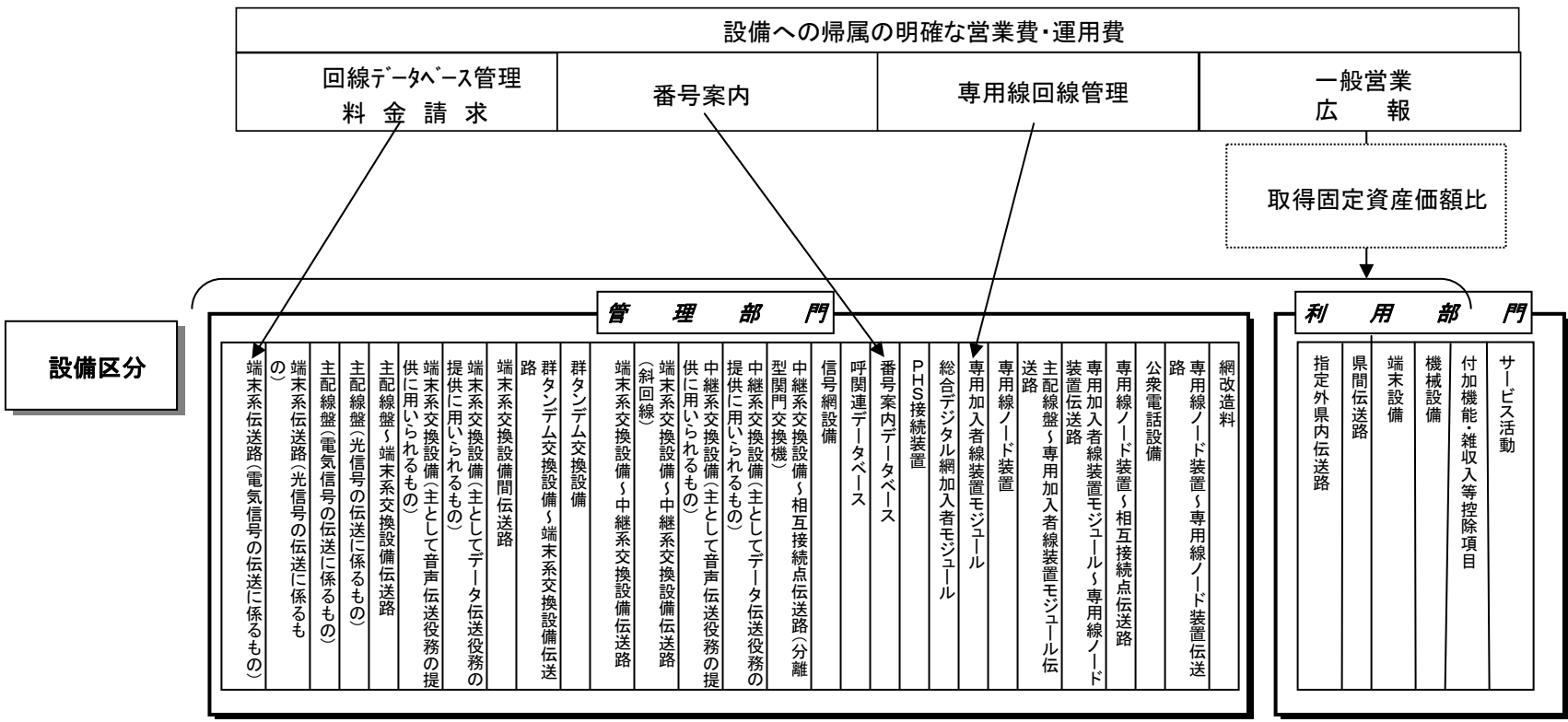
○中継線路設備、市外線路設備: 使用ファイバ量比、回線数比、取得固定資産価額比により、末端系交換設備(音声)(データ)、末端系交換設備間伝送路、末端系交換設備～中継系交換設備伝送路、網改造料、指定外県内伝送路、県間伝送路などへ帰属

○中継系交換設備(音声): 直接又は回線数比、取得固定資産価額比により中継系交換設備(音声)(データ)、指定外県内伝送路、機械設備などへ帰属

○中継系交換設備(データ): 直接又は回線数比、取得固定資産価額比により中継系交換設備(データ)、県間伝送路、機械設備へ帰属

⑰ 接続会計の基本的枠組みと配賦基準関係④

「設備への帰属の明確な営業費・運用費」に整理した費用及び資産を接続会計規則に定める「設備区分」等へ帰属する。



- 「設備への帰属が明確な営業費・運用費」に整理した費用及び資産を最終的な「設備区分」へ帰属させる
- 一般営業(公衆・接続)、一般営業(専用・接続)、広報: 取得固定資産価額比により対応する設備区分へ帰属
- 回線データベース管理、料金請求: 端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)へ帰属
- 専用線回線管理: 専用加入者線装置モジュールへ帰属
- 番号案内: 番号案内データベースへ帰属

⑮各設備区分に係る費用ごとの配賦比率(05年度)

網改造料	専用線ノード装置、専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置、相互接続点伝送路	専用加入者線装置モジュール、専用線ノード装置伝送路	専用加入者線装置モジュール	専用加入者線装置モジュール	PHS接続装置	番号案内データベース	呼関連データベース	信号網設備	中継系交換設備、相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)	中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備、中継系交換設備伝送路(斜回線)	端末系交換設備、中継系交換設備伝送路	群タンDEM交換設備	群タンDEM交換設備	群タンDEM交換設備、 端末系交換設備伝送路	端末系交換設備、 群タンDEM交換設備	端末系交換設備、 群タンDEM交換設備	群タンDEM交換設備	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	主配線盤、 端末系交換設備伝送路	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
------	----------------------	-------------------	---------------------------	---------------	---------------	---------	------------	-----------	-------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-------------------------	--------------------	------------	------------	---------------------------	------------------------	------------------------	------------	---------------------------------	--------------------------------	---------------------	-------------------	--------------------	--------------------	----------------------	---------------------

NTT東日本(単位:%)

直課	70.3	79.1	47.0	53.1	47.6	42.8	56.6	56.0	-	-	57.4	56.1	47.3	54.2		71.7	61.3	91.2	-	37.5	47.6	41.0	80.2	63.0	42.3	81.3	43.5	93.0
活動基準帰属	17.6	14.6	40.5	41.2	42.7	44.0	34.4	33.1	-	-	29.4	33.0	40.6	33.1		20.5	33.1	4.1	-	49.5	32.6	32.5	15.8	24.5	36.6	9.5	40.4	5.3
配賦	12.1	6.3	12.5	5.7	9.7	13.2	9.0	10.9	-	-	13.2	10.9	12.1	12.7		7.8	5.6	4.7	-	13.0	19.8	26.5	4.0	12.5	21.1	9.2	16.1	1.7

NTT西日本(単位:%)

直課	71.3	83.4	40.6	62.3	52.1	40.9	57.0	57.0	56.8	32.1	62.8	57.0	44.6	57.6		77.9	68.0	89.4	-	45.5	44.9	37.5	77.3	68.5	53.4	90.9	58.1	92.9
活動基準帰属	19.9	12.1	39.3	25.2	37.6	42.1	30.9	32.8	32.9	55.7	28.2	32.8	43.8	30.6		17.9	20.1	4.0	-	41.2	32.4	34.4	17.4	24.2	36.1	6.5	32.3	5.1
配賦	8.8	4.5	20.1	12.5	10.3	17.0	12.1	10.2	10.3	12.2	9.0	10.2	11.6	11.8		4.2	11.9	6.6	-	13.3	22.7	28.1	5.3	7.3	10.5	2.6	9.6	2.0

直課：設備区分等に費用を直接帰属させること(ネットワークを効率的に使用するために伝送路を複数の階梯・役務で共用している場合、主要設備に直課された費用を回線数比等によって各設備区分に帰属させる場合を含む。)

活動基準帰属：占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により設備区分等へ費用を帰属させること

配賦：費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、支出額比、固定資産価額費等を直接用いて、設備区分等へ費用を帰属させること

⑬法定耐用年数と経済的耐用年数の比較（LRIC対象設備）

接続料規則 別表第4の3 費用算定に用いる数値

設備区分	法定耐用年数	経済的耐用年数
交換機	6	19.9
伝送装置	6	10.3
き線点遠隔収容装置	6	15.1
無線伝送装置	6.6	6.6
通信衛星設備	9	9
架空メタルケーブル	13	22.5
地下メタルケーブル	13	30.3
陸上架空光ケーブル	10	20.3
陸上地下光ケーブル	10	25.9
海底光ケーブル	10	26.5
電柱	21	21.2
管路、中口径管路	27	54.6
とう道	27	75
共同溝	27	75
電線共同溝	18	54.6
無線アンテナ、無線鉄塔	24.3	24.3
空調設備	9	9

設備区分	法定耐用年数	経済的耐用年数
電力設備（電源装置）	6	6
電力設備（発電装置）	15	15
電力設備（受電装置）	9	9
機械室建物	22.7	24.1
監視設備（総合監視）	6	6
監視設備（加入者交換機、中継交換機、伝送無線機械）	6	6
監視設備（市内線路）	13	13
監視設備（市外線路）	10	10
共通用建物	21.8	23.1
構築物	15.8	15.8
機械及び装置	10.7	10.7
車両	5	5
工具、器具及び備品	5.5	5.5
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	5	5
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	5.2

◆上記経済的耐用年数は総務省が推計したもの。当該推計に当たっては、従来の「増減法」に代わる推計方法としてより数学的に精緻化した「修正増減法」や、新規投資抑制を考慮した経済的耐用年数の補正を用い、デジタル交換機、光ファイバ、公衆電話の経済的耐用年数の再推計を行った。

- ・共同溝：具体的な経済的耐用年数を推計するデータがないので、国土交通省等が負担金算定においてその根拠としている使用期間である75年を経済的耐用年数として設定。
- ・とう道：共同溝と類似の建築構造を有していることから、共同溝と同じ経済的耐用年数を用いた。
- ・電線共同溝：NTT東西が使用する管路と同一の規格であることから、今回の見直しで推計された管路の経済的耐用年数を用いた。

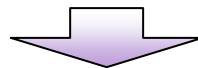
4. 電気通信事業会計（役務別会計） について

①料金規制の基本的枠組み

○ 料金その他の提供条件については、原則、非規制。

電気通信役務の料金その他の提供条件については、契約約款の作成や総務大臣への事前届出が原則不要。
例：県間通話、携帯電話、ADSL、国際電話等

ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、行政による一定の規制が必要



基礎的電気通信役務



契約約款を作成し、総務大臣に届出。

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：加入電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）

指定電気通信役務



保障契約約款を作成し、総務大臣に届出。

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・Bフレッツ・フレッツISDN等

特定電気通信役務



プライスカップ規制の対象。

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

■ 料金の適正性を担保するため、例えば、

他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき

は、次のような命令を課すことができる。

約款化された料金：契約約款変更命令等

デタリフ化された料金：業務改善命令

② プライスキャップ規制の概要

1 プライスキャップ規制の制度趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、かつ、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスに対して料金水準の上限を設けることにより、事業者の経営効率化を促すとともに料金の低廉化の実現を目的として導入(00年10月適用開始)。

2 プライスキャップ規制対象サービスの料金設定

- ・ サービス区分(バスケット)内の料金を指数化し、一定の期間中の当該指数の上限を基準料金指数として規定。
- ・ NTT東西は、バスケット毎に、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能。
- ・ 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

3 プライスキャップ規制の対象サービス

- ・ NTT東西が提供する固定電話サービス及び専用サービス

【プライスキャップのバスケットと主な対象サービス】

サービス区分(バスケット)	主な具体的料金
音声伝送バスケット	・ 加入電話・ISDN(市内、市外通話料)・公衆電話(通話料)
加入者回線サブバスケット	・ 加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)
専用バスケット	・ 一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス利用料

4 基準料金指数の設定方法

- ・ 基準料金指数は、前適用期間の基準料金指数に生産性向上見込率を加味し、以下の式から求められる。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

→ 基準料金指数の設定に用いる生産性向上見込率は、3年ごとに設定。

平成06年10月～平成09年9月については、生産性向上見込率は消費者物価指数変動率と同値に設定。

③料金規制の変遷

85年 電気通信事業法制定 新規事業者（NCC）参入

■電気通信サービスの料金は事前認可制

認可制

96年 電気通信事業法改正

■移動体通信料金を届出制へ移行

届出制

98年 電気通信事業法改正

■長距離、国際料金等を届出制へ移行

00年 プライスキャップ規制運用開始

■1998年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用線料金について、プライスキャップ規制の適用を開始

■第1期（00.10～03.9に適用）

■第2期（03.10～06.9に適用）

■第3期（06.10～09.9に適用）

03年 電気通信事業法改正
特定の役務を除き業務規制を原則廃止（デタリフ化）

【特定の役務】

■基礎的電気通信役務：契約約款を作成し総務大臣に届出

■指定電気通信役務：保障契約約款を作成し総務大臣に届出

■特定電気通信役務：プライスキャップ規制の対象

デタリフ化

④各電気通信役務の関係〔イメージ図〕

全ての電気通信役務

- ・NCCのドライカップ直収電話・CATV電話（通話等）
- ・NCCのISDN
- ・NCCの専用線
- ・IP電話
- ・携帯電話・PHS
- ・インターネット接続サービス等

指定電気通信役務

（保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

- ・Bフレッツ
- ・フレッツISDN
- ・オフトーク通信

基礎的電気通信役務 （契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

NCCのドライカップ直収電話・CATV電話
（加入者回線アクセス・離島特例通話・緊急通報）

NTT東西の加入電話

（加入者回線アクセス・離島特例通話・緊急通報）

NTT東西の第一種公衆電話

（市内通話・離島特例通話・緊急通報）

特定電気通信役務

（プライスカップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

- ・NTT東西の加入電話（市内通信、県内市外通信）
- ・NTT東西のISDN（基本料、市内通信、県内市外通信）
- ・NTT東西の専用線（一般専用サービス等）
- ・公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

⑤電気通信事業会計（役務別会計）の概要

〇3年度まで

従来、電気通信事業会計規則においては、旧第一種電気通信事業者に対し、一般的な財務諸表に加え、音声・データ・専用の役務区分毎の会計報告を課してきたところ。

〇4年度以降

改正電気通信事業法の施行（〇4年4月）に伴う会計規則の改正により、〇4年度から、適用対象を基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務等を提供する事業者並びに禁止行為等規定の適用を受ける事業者に限定。

基礎的電気通信役務を提供する事業者
**NTT東西、CATV電話事業者等
19社（〇6年10月現在）**

貸借対照表、損益計算書等の一般的な財務諸表に加え、
基礎的電気通信役務損益明細表
を作成し、総務大臣に提出（※1）

基礎的電気通信役務を提供する事業者及び指定電気通信役務を提供する事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もって基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資する。

指定電気通信役務を提供する事業者
NTT東西

貸借対照表、損益計算書等の一般的な財務諸表に加え、
指定電気通信役務損益明細表
を作成し、総務大臣に提出（※1）

禁止行為等規定の適用を受ける事業者
NTT東西 NTTドコモ

貸借対照表、損益計算書等の一般的な財務諸表に加え、
**基礎的電気通信役務損益明細表
指定電気通信役務損益明細表
移動電気通信役務損益明細表（※1）**
を作成、総務大臣に提出し、公表（※2）

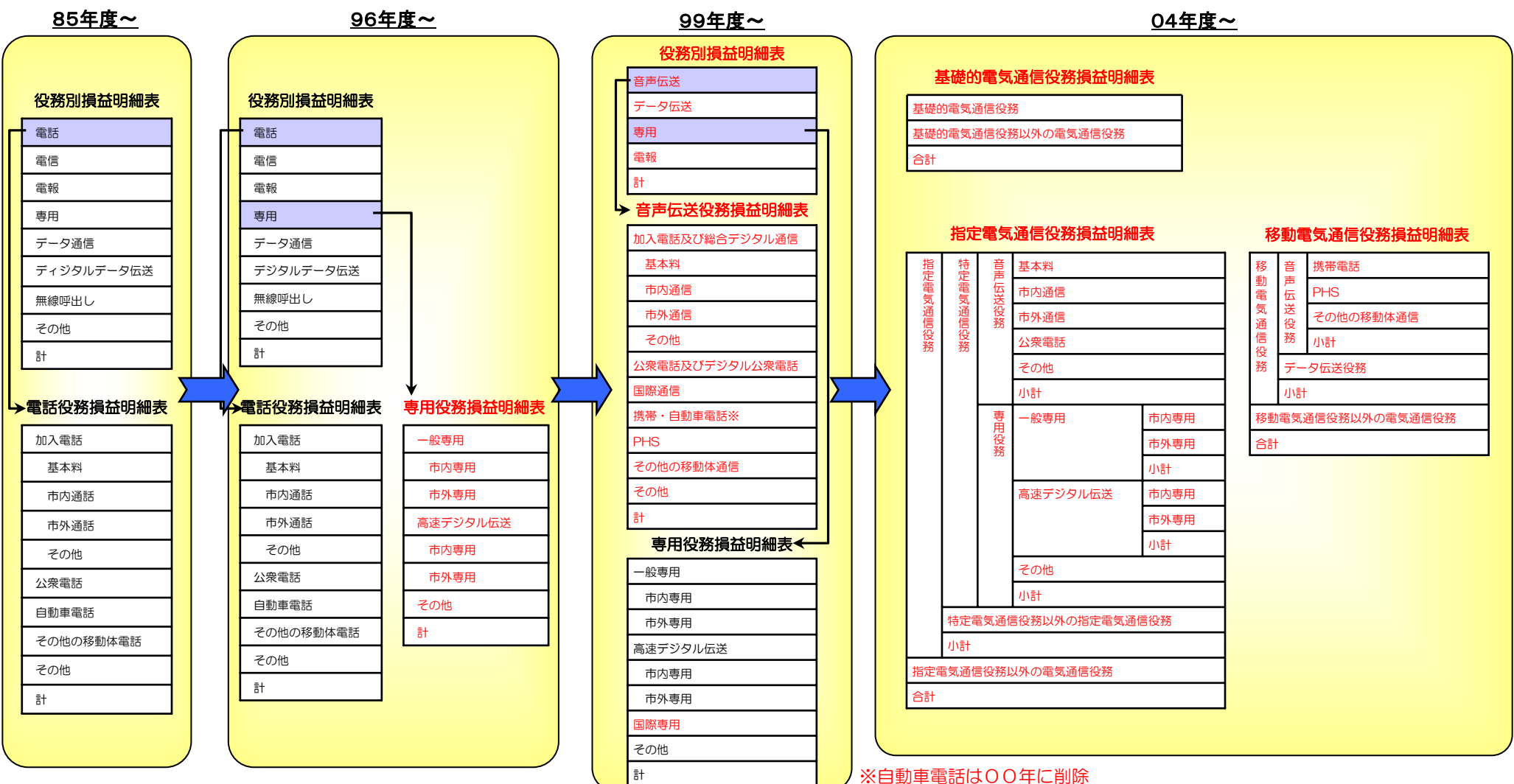
禁止行為等規定の適用を受ける事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにする。

※1 電気通信事業会計規則附則第3条に基づき、総務大臣が別に告示で定める方法により開示しなければならないとされている。

※2 基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については電気通信事業法第30条第1項で指定する事業者に限る。

⑥ 役務別損益明細表における役務区分の主な改訂（電電公社民営化後）

- ① 95年4月、NTTより申請された高速デジタル伝送サービスの料金改定の審査に伴い、専用役務に関する財政状態、経営成績を明らかにする必要が生じ、継続的にこれを明らかにするため、専用役務損益明細表の提出を義務付け（96年度～）。
- ② 98年3月に電気通信事業法施行規則が改正（電気通信役務の種類）されたことに伴い、役務別損益明細表を簡素化。また、料金が原則届出制になったことを受けて音声伝送役務損益明細表の項目を見直し（99年度～）。
- ③ 03年の電気通信事業法改正により、特定の役務を除き料金規制が原則廃止されたことに伴い、役務別損益明細表を全面的に見直し（04年度～）。



※自動車電話は00年に削除

⑦指定電気通信役務損益明細表と各区分に対応するサービス

指定電気通信役務損益明細表

該当するサービス

音声伝送役務

専用役務

データ伝送役務

指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料	加入電話 加入者回線、市内通信、県内市外通信	ISDN 加入者回線、市内通信、県内市外通信			
			市内通信					
			市外通信					
			公衆電話			公衆電話		
			その他			固定発IP電話着信通信	固定発携帯電話着信通信	番号案内
	専用役務	一般専用	市内専用	一般専用サービス				
			市外専用					
		高速デジタル伝送	市内専用	高速デジタル伝送サービス				
			市外専用					
	その他	ATM専用サービス	IPルーティング網接続専用サービス	DSL等接続専用サービス				
特定電気通信役務以外の指定電気通信役務			Bフレッツ（光ファイバ）	フレッツISDN	オフトーク通信サービス			
指定電気通信役務以外の電気通信役務	ひかり電話	加入電話付加機能						
		支店代行電話、内部通話用電話、有線放送電話接続電話、共同電話						
		無線専用サービス		映像伝送サービス				
	フレッツADSL	Bフレッツ（FWA）、フレッツオンデマンド、フレッツオフィス、Mフレッツ、フレッツコネクト、フレッツグループアクセス						
	メガデータネット	Lモードサービス		信号監視通信サービス				
		スーパーワイドLAN		映像データ通信網サービス				

⑧営業費用の配賦基準（省令）

- 二以上の種類の役務に関連する営業費用の配賦基準は、電気通信事業会計規則別表でその原則を規定している。
- この原則に基づき、NTT東西が実際に指定電気通信役務損益明細表等を作成する際に用いた配賦基準を記した損益配賦方法書を、財務諸表の提出の際に併せて総務大臣に提出している。
- 更に、05年度より、基本料費用の主な把握方法については、ユニバーサルサービス収支表と併せて、NTT東西より公表されている。

■電気通信事業会計規則

別表第二 様式第13 基礎的電気通信役務損益明細表 （記載上の注意）

（1） 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営 業 費		
窓 口	料 金	契約申込等件数比
販 売	料 金	料金請求件数比
そ の 他	販 売	販売件数比
	そ の 他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比
運 用 費		加入数比又は取扱量比
施 設 保 全 費		関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共 通 費		関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
管 理 費		関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
試 験 研 究 費		営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研 究 費 償 却		同上
減 価 償 却 費		関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費		関連する固定資産価額比
通信設備使用料		回線数比又は取扱量比
租 税 公 課		
固定資産税等		関連する固定資産価額比
事業所税		管理部門等の人員費比

別表第二 様式第14 指定電気通信役務損益明細表 （記載上の注意）

（1） 二以上の細目の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの細目の役務に配賦すること。

営 業 費		
窓 口	料 金	契約申込等件数比
販 売	料 金	料金請求件数比
そ の 他	販 売	販売件数比
	そ の 他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比
運 用 費		加入数比又は取扱量比
施 設 保 全 費		関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共 通 費		関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
管 理 費		関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
試 験 研 究 費		営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研 究 費 償 却		同上
減 価 償 却 費		関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費		関連する固定資産価額比
通信設備使用料		回線数比又は取扱量比
租 税 公 課		
固定資産税等		関連する固定資産価額比
事業所税		管理部門等の人員費比

⑨営業費用の配賦基準（損益配賦方法書）

指定電気通信役務損益配賦方法書

区分				役務の種類	配賦総額	指定電気通信役務										指定電気通信役務以外の電気通信役務	
						特定電気通信役務					指定電気通信役務以外の電気通信役務						
大部門	中部門	小部門	配賦方法			音声伝送役務					専用役務						
						基本料	市内通信	市外通信	公衆電話	その他	一般専用		高速デジタル伝送		その他		
										市内専用	市外専用	市内専用	市外専用				
営業費	注文受付		稼働時間比	〇〇													
	顧客営業	法人ユーザ	稼働時間比		↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
		その他のユーザ	稼働時間比														
	システムサポート		支出額比（営業費）														
	販売サポート	一般営業	稼働時間比														
			⋮	⋮													
運用費	一般運用	通話接続	直接賦課														
			⋮														
		⋮	⋮														

配賦比率 (%)

NTT東日本 平成17年度

直課	56%	44%	60%	48%	76%	93%	62%	45%	69%	61%	73%	69%	60%
活動基準帰属	19%	28%	14%	24%	6%	1%	13%	30%	9%	15%	7%	16%	14%
配賦	26%	28%	27%	28%	19%	6%	25%	25%	23%	24%	21%	16%	26%

NTT西日本 平成17年度

直課	58%	50%	62%	45%	81%	92%	56%	58%	54%	55%	72%	70%	60%
活動基準帰属	19%	24%	14%	28%	5%	2%	13%	11%	12%	11%	8%	15%	16%
配賦	23%	25%	24%	27%	14%	6%	30%	31%	34%	33%	20%	14%	24%

※ NTT東西作成データに基づき総務省作成。接続会計において費用を帰属させる基準として用いられている、以下の、直課、活動基準帰属、配賦の三つの方法の比率を使用。
直課：設備区分等に費用を直接帰属させること（ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階梯・役務で共用している場合、主要設備に直課された費用を回線数比等によって各設備区分に帰属させる場合を含む。）
活動基準帰属：占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により設備区分等へ費用を帰属させること
配賦：費用と直接の因果性を見出すことが困難なものについて、支出額比、固定資産価額比等を用いて、設備区分等へ費用を帰属させること

⑩これまでの主な配賦基準の見直し

■ 電気通信事業会計規則における配賦基準の見直し

- 接続会計規則において、試験研究費の費用配賦基準が固定資産価額比によることとされたことに併せて、電気通信事業と電気通信事業以外の事業、役務の種類別、音声伝送役務の細目別及び専用役務の細目別の試験研究費の費用配賦基準について、固定資産価額比を追加（98年11月）。
- 業務委託費の費用配賦基準に係る部分を削除。管理費のうち建物維持費の配賦基準について、共通費と同内容の費用であることから、電気通信事業と電気通信事業以外の事業、役務の種類別、音声伝送役務の細目別及び専用役務の管理費の費用配賦基準について、固定資産価額比を追加（99年3月）。

■ 指定電気通信役務損益配賦方法書における配賦基準の見直し（04年） —情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料の算定の在り方について」（04年10月19日）を受けたもの—

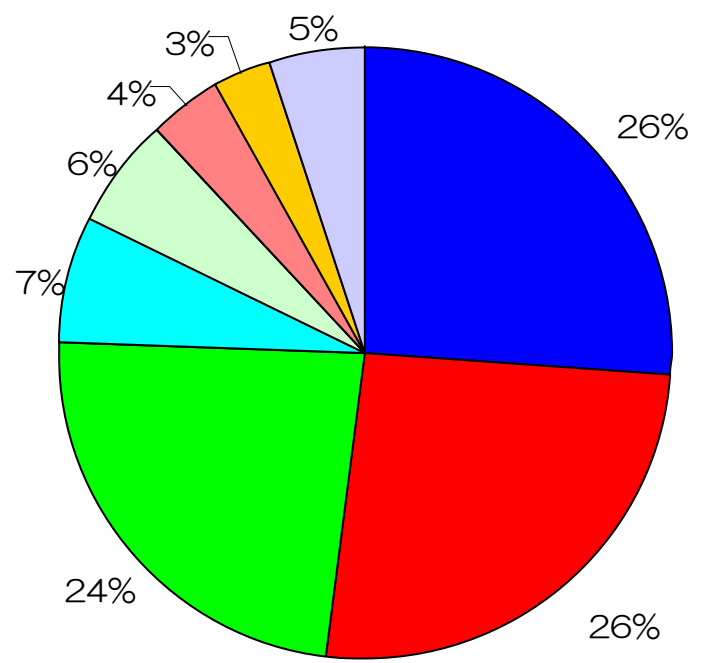
区分	費用の内容	現行配賦方法	見直し後の配賦方法	
営業費	顧客営業（法人）	大口法人ユーザに対する営業活動に係る費用	大口ユーザ収入額比	
	顧客営業（その他）	中小法人ユーザに対する営業活動に係る費用	収入額比	
	システムサポート	顧客営業の技術サポート（間接業務）に係る費用	顧客営業の支出額比	（直接費である顧客営業の支出額比）
	販売サポート（一般営業）	営業業務に係るオーダー処理及び契約者管理の費用	役務：施設数比 音声：支出額比	①契約者管理：施設数比 ②その他：取扱件数比
	販売サポート（特約店）	特約店に支払う取次手数料及びオーダー処理費用	役務：施設数比 音声：収入額比	①特約店に支払う取次手数料：サービス別に直接把握 ②オーダー処理費用：取扱件数比
	広報	広報	お客様相談センター・報道対応等の広報活動に関する費用	収入額比
		宣伝	TV、新聞等CMIに関する宣伝費用	
	料金（料金計算）	料金計算業務等に必要な費用	役務：施設数比 音声：収入額比	通話料に帰属させる通話料割引サービスに係る経費をソフトウェア使用料に基づき把握
料金（請求書編集等）	請求書編集業務等に必要な費用	役務：料金請求件数比 音声：施設数比	郵送費を請求書と同封物の発行件数（重量を加味）で応分に負担し、各々サービス別に帰属	

区分	費用の内容	現行配賦方法	見直し後の配賦方法	
共通費	資材	資材物品の調達・配送等費用	支出額比	
	医療	病院等における医療費用（社員福利厚生分）	部門別人員数を加味した部門ごとの支出額比	
管理費	ネットワーク企画	ネットワーク企画業務に必要な費用	ネットワーク全般に関する企画業務を行っていることから、ストックベースの取得固定資産価額比	
	顧客サービス企画	顧客サービス企画業務に必要な費用	支出額比（営業費・施設保全費）	（窓口・116等に係る営業業務の支援、及び試験受付やS〇工事に係る保全業務を行っていることから、現行どおり営業費と施設保全費の支出額比）
	設備企画	設備投資計画策定等費用	支出額比（施設保全費）	設備投資計画に関する業務を行っていることから、当年度新規取得固定資産額比
	建設企画	建設企画業務に必要な費用		（保全維持・通信工事等の保全業務を行っていることから、現行どおり施設保全費の支出額比）
	設備管理	設備管理業務に必要な費用		（保全管理・災害対策等の保全業務を行っていることから、現行どおり施設保全費の支出額比）
試験研究費	インフラ系	インフラ系設備に関する試験研究に係る費用	累計取得固定資産額比	将来の設備投資の傾向を反映させる観点から、当年度新規取得固定資産額比
	ユーザ系・純粋基礎研究	ユーザ向けサービス及び将来の情報通信のための研究に係る費用	収入額比	（研究の目的を各役務に特定して直課することは実際には困難であり、他に適切なドライバも見出せないことから、負担力に応じて負担する収入額比）

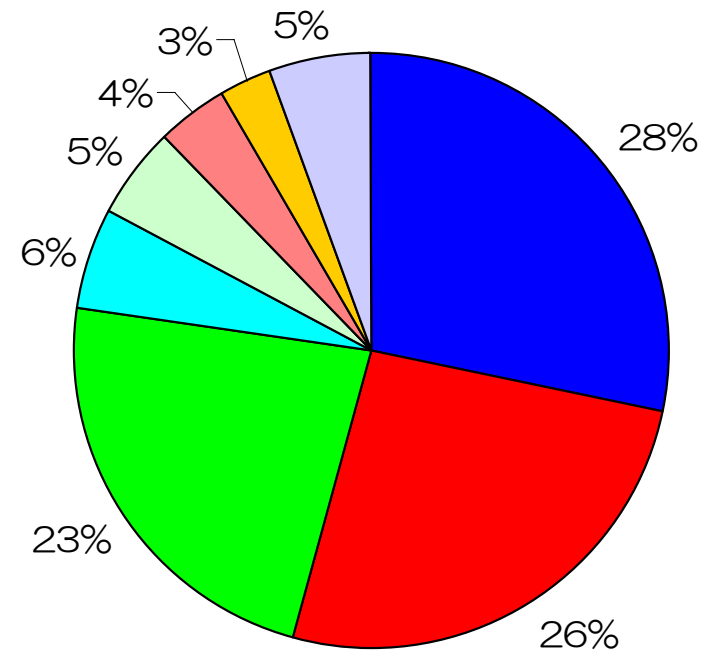
⑪ 営業費用に占める各費目の割合（05年度決算）

○ NTT東西ともに、営業費、施設保全費、減価償却費が営業費用に占める割合がそれぞれ20%台と他の費目に比べて高く、これら3つの費目の合計で全体の約75%を占めている。

NTT東日本



NTT西日本



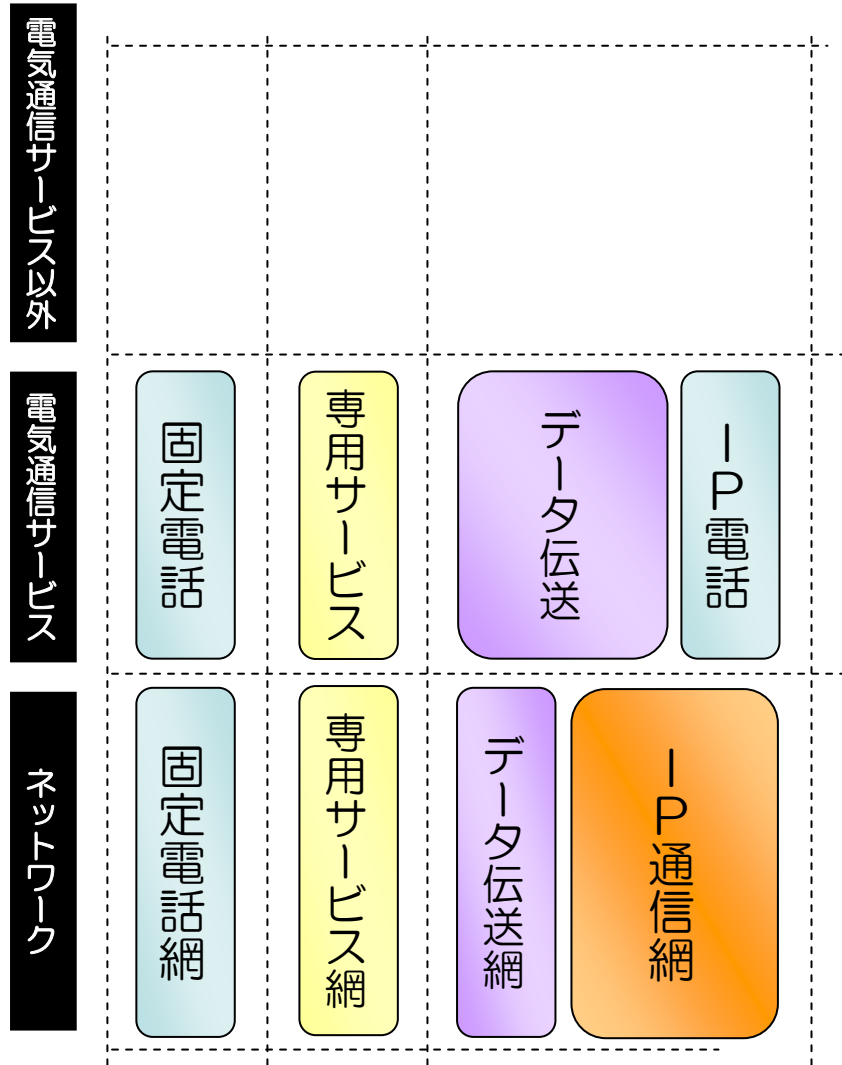
- 施設保全費
- 営業費
- 減価償却費
- 管理費
- 共通費
- 租税公課
- 試験研究費
- その他

- 施設保全費
- 営業費
- 減価償却費
- 管理費
- 共通費
- 租税公課
- 試験研究費
- その他

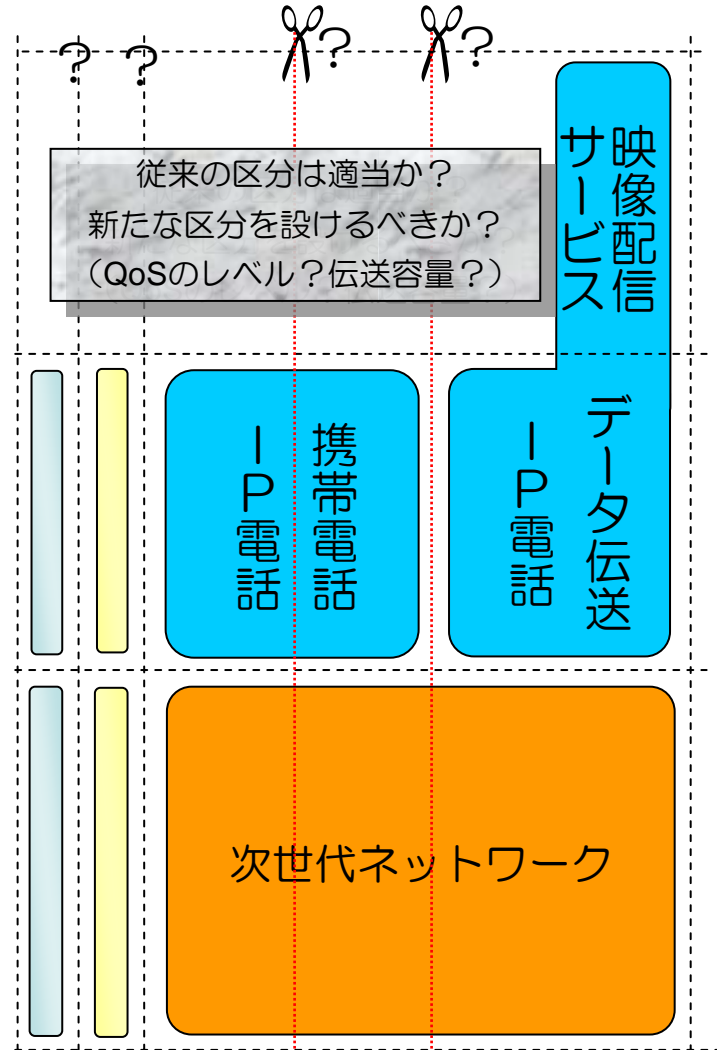
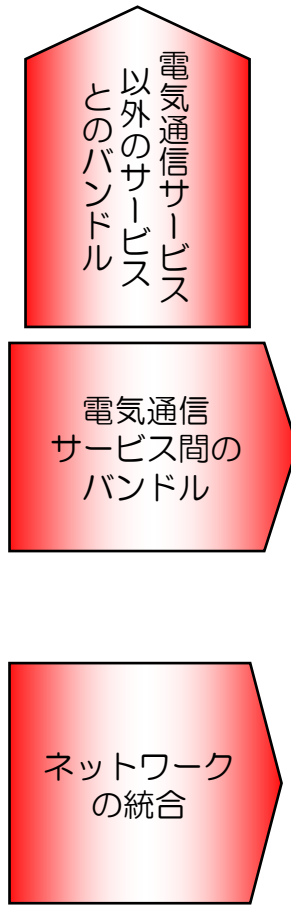
※「その他」には、運用費、固定資産除却費、通信設備使用料が含まれる。

⑫ 今後想定されるサービス提供形態の変化

現在のサービス提供形態



今後想定されるサービス提供形態



⑬ 多様化する料金体系

■ 通信量によらない料金体系（従量制⇒定額制）

- 99年 NTT東西 ISDNで定額制プラン開始(試験サービス)(8,000円/月(+ISP料金))
- 01年 ソフトバンク ADSLで定額制プラン開始(2,830円/月)
- 01年 有線ブロードネットワークス FTTHで定額制プラン開始(5,800円/月)
- 03年 au 携帯電話でパケット定額制プラン開始(4,200円/月(+基本料))
- 05年 ウィルコム PHSで定額制プラン開始(2,900円/月【ウィルコム間通話】及び電子メール)

■ 距離によらない料金体系（距離区分⇒全国一律）

- 01年 FUSION 中継電話で全国一律料金プラン開始(全国一律20円/3分)
- 03年 ソフトバンク 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始(全国一律7.99円/3分 加入者間無料)
- 03年 平成電電 ドライカップを利用した新型直収電話で全国一律プラン開始
(全国一律6.8円/3分 別途300円/月で加入者間無料)
- 05年 NTT東西 加入電話で県内一律料金プラン開始(県内7.5円/3分+100円/月(プラン2))
- 05年 KDDI ドライカップ直収電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)

■ 消費者から料金を徴収しない料金体系（広告モデル）

- 05年 USEN 広告モデルにより、消費者からは料金を徴収しない動画配信サービス GYAOを開始
- 05年 ソフトバンク、ヤフー、広告モデルによる無料動画配信サービス TVbankを開始

■ サービス区分によらない料金体系（役務別料金⇒セット料金）

次頁参照。

⑭ サービス区分によらない料金体系（バンドル型料金）の例

サービス名等	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービス込みの 基本料金 ※1
ぷらら光withフレッツ ぷらら光トリプルパック ※ ぷららネットワークス	ぷららフォンforフレッツ間無料 国内8.4円(3分間) ※ ぷららネットワークス提供	最大100Mbps ※ ぷららネットワークス提供	多チャンネル放送(42ch以上) VOD(6000本以上) ※ オンラインティーヴィ(4thMEDIA)提供 「Plala.TV on 4 th MEDIA レギュラー」	10,374円(一戸建) 7,958円(マンション) (諸機器料等込み)
KDDI ひかりone 電話サービス+ネットサービス +TVサービス ※ KDDI(DION)	国内8.4円(3分) ※ KDDI提供	最大100Mbps ※ KDDI(DION)提供	多チャンネル放送(30Ch、CS番組) VOD(約5,000本)、通信カラオケ ※ KDDI提供「MOVIE SPLASH」	9,660円(一戸建) 7,350円(マンション)
BBフォン光+ Yahoo BB光 TV package ※ ソフトバンクBB	BBフォン、BBフォン光間無料 国内7.99円(3分) ※ ソフトバンクBB提供	最大100Mbps ※ ソフトバンクBB提供	VOD(約5,000本) ※ ビー・ビー・ケーブル提供	8,966円(一戸建) 4,766円(集合住宅) (集合住宅は1,155円割引)
J:COM PHONE +J:COM NETプレミア +J:COM TV アナログ ※ ジェイコム東京	市内8.3円(3分) J:COM Phone間5.3円(3分) ※ ジェイコム東京提供	最大30Mbps ※ ジェイコム東京提供	CATV多チャンネル放送(81Ch、地上・BS・CS番組)、VOD(約3,500本) ※ ジェイコム東京提供	9,860円 (パック料金)
eo光ネット+eo光でんわ +eo光テレビ ※ ケイ・オプティコム	eo光でんわ間無料 近畿2府4県内 7.77円(3分) ※ ケイ・オプティコム提供	最大100Mbps ※ ケイ・オプティコム提供	CATV多チャンネル放送(62Ch、地上・BS・CS番組)、VOD(約3,500本) ※ ケイ・キャット提供 「eo光テレビバリューパック」	8,350円(戸建て) 6,730円(マンション) (セット割引)

※1 テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としていますが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。

⑮ FMCサービスの現状

FMCサービスの類型

※FMC: Fixed Mobile Convergence

① 請求書の一本化

固定電話と携帯電話の請求書が一体として送られてくるサービス

② ワンストップ申込み

1回の申込みで、固定電話と携帯電話に加入できるサービス

③ 端末の共用

1台の端末が、屋外では携帯電話（PHS）、屋内では固定電話の子機や社内での内線無線電話として利用できるサービス

④ 固定網・携帯網自動切り替え

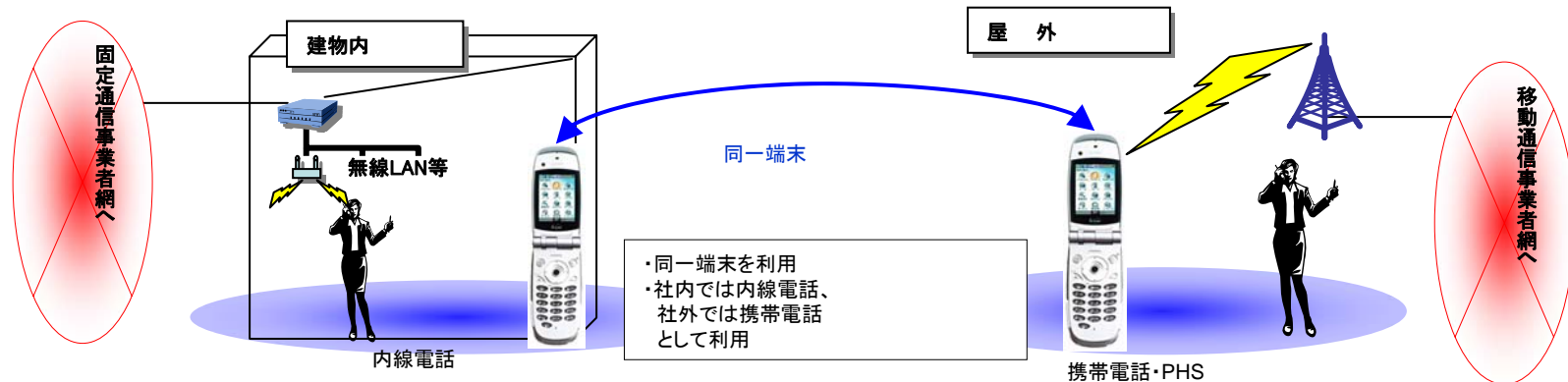
1つの端末・電話番号で、屋外では携帯電話、屋内（自宅等）では固定電話としてシームレスに利用できるサービス。

我が国のFMCサービスの現状

端末の共用

携帯電話と無線LANのデュアル端末を開発し、法人ユーザ向けに携帯端末で利用できる企業内線システムを提供。
（社内では無線LANを用いた内線電話、社外では携帯電話として利用可能）

【イメージ図】



⑯ バンドル型料金に対する料金規制

■ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（06年5月、公正取引委員会・総務省）

Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(7) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（同法第19条第2項及び第20条第3項）。

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

⑪ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金とを区分せずに設定すること。

(8) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで）

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

⑩ 電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。

5. その他

①ユニバーサルサービス関係－制度の概要－

ユニバーサルサービスの範囲

- ◆ **加入電話サービス**（加入者回線アクセス、特例料金が適用される離島通話サービス）
- ◆ **第一種公衆電話サービス**（市内通話サービス、特例料金が適用される離島通話サービス）
- ◆ **緊急通報サービス**（警察110番、消防119番、海上保安庁118番であって、加入電話、第一種公衆電話から発信されるもの）

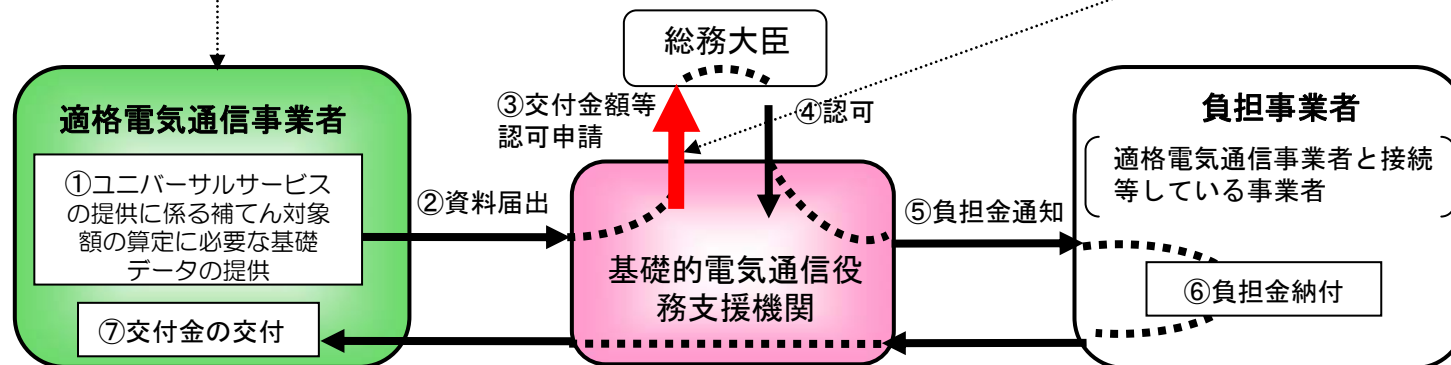
ユニバーサルサービス制度の概要

- ◆ 地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域において競争の進展が見込まれる中、NTT東・西の内部相互補助のみによってユニバーサルサービスを維持するのではなく、ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度。

ユニバーサルサービス制度の仕組みと会計との関係

- ユニバーサルサービス制度に基づく交付対象となる適格電気通信事業者の指定申請に当たっては、申請書に基礎的電気通信役務収支表を添付するとともにこれを公表しなければならない。
- 適格電気通信事業者に指定された者は、毎事業年度経過後5ヶ月以内に、基礎的電気通信役務収支表を総務大臣に提出するとともに公表しなければならない。
- 基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。

- 交付金額の上限は、総務省に提出された基礎的電気通信役務収支表の営業利益の赤字額。
- 総務省に提出された基礎的電気通信役務収支表の営業利益が黒字の場合は、交付金額はゼロ。



②ユニバーサルサービス関係ー基礎的電気通信役務収支表ー

- ユニバーサルサービス制度に基づく交付対象となる適格電気通信事業者の指定申請に当たっては、申請書に基礎的電気通信役務収支表を添付していること等が必要。
- 基礎的電気通信役務収支表については、電気通信事業法施行規則において、その様式と配賦基準の原則を規定。
- 更に具体的な費用算定の考え方は、NTT東西が事業の実態に合わせて作成（「ユニバーサルサービス収支の算定について」）。

■電気通信事業法施行規則 別表 様式第38の2

基礎的電気通信役務収支表

役務の細目		営業 収益	営業 費用	営業 利益	摘要
加入電話	基本料				
	離島特例通信				
	緊急通報				
	小計				
第一種公衆電話	市内通信				
	離島特例通信				
	緊急通報				
	小計				
合計					

注3 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第15に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

注4 2以上の細目の電気通信役務と関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第16に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

■電気通信事業会計規則 別表第2 様式第13・様式第14

(1) 2以上の細目の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの細目の役務に配賦すること。

営業費	
窓口料金販売その他	契約申込等件数比 料金請求件数比 販売件数比 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比
運用費用	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人員費比

③ユニバーサルサービス関係ーユニバーサルサービス収支の状況ー

- NTT東西が公表した「ユニバーサルサービス収支の算定について」において、
 - ・各費目ごとに細分化した区分を設けて、各区分ごとに配賦基準を規定するとともに、
 - ・基礎的電気通信役務収支表では明らかではなかった、営業費用の各費目ごとの内訳を明らかにしたユニバーサルサービス収支の状況を公表している。

ユニバーサルサービス収支の状況

	ユニバーサルサービス合計	加入電話		第一種公衆電話		
		基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報
I. 営業収益						
II. 営業費用						
1. 営業費						
2. 施設保全費						
3. 共通費						
4. 管理費						
5. 試験研究費						
6. 減価償却費						
7. 固定資産除却費						
8. 通信設備使用料						
9. 租税公課						
10. 収益の控除						
III. 営業利益						

情報通信審議会答申（06年3月）要望事項

平成17年度以後の基礎的電気通信役務の収支状況、特にその赤字額については接続電気通信事業者の負担額と密接な関連があり、これを的確に判断する必要から、今後、基礎的電気通信役務収支に係る配賦基準の適正性等について検証し、その検証結果を当審議会に報告すること

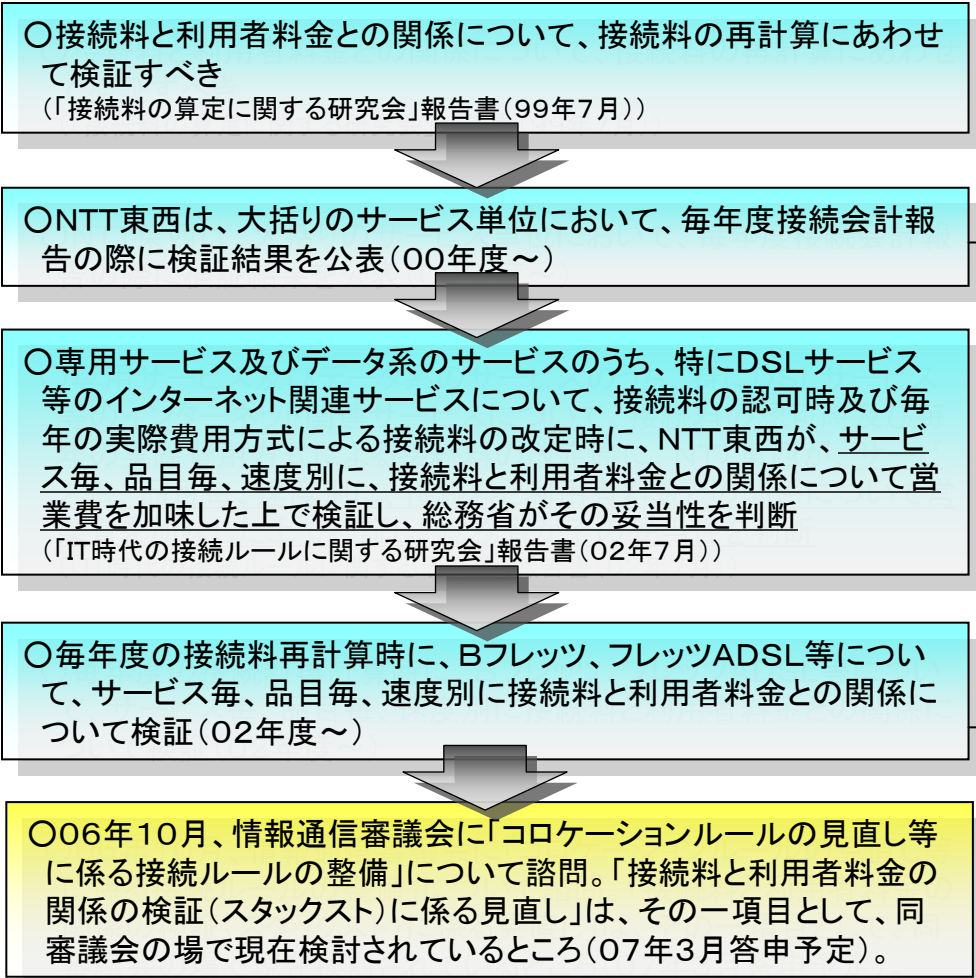
【個別の費用項目ごとのユニバーサルサービス費用の把握について】

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の把握方法（※）
◎営業費	電気通信役務の提供に関する申込受付、電気通信役務の料金の収納等の業務に必要な費用	—
○注文受付	営業窓口、116における受付等に必要な費用	・受付に要したサービス別稼働時間比で配賦
○顧客営業（法人）	大口法人のお客様に対する営業活動に係る費用（電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む）	・営業活動に要したサービス別稼働時間比で配賦
・・・	・・・	・・・
◎施設保全費	電気通信設備の保全業務に必要な費用	—
○一般施設保全（市内線路）	加入者線路設備（加入者ケーブル等）及び市内中継線路設備（市内中継ケーブル等）の保守に必要な費用	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者線路設備（メタルケーブル）に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦 ・加入者線路設備（光ファイバ）に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦 ・市内中継線路に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全（土木設備）	土木設備（管路、マンホール、とう道等）の保守に必要な費用	・土木設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
・・・	・・・	・・・

※取得固定資産価額比・正味固定資産価額比に用いるサービス別の固定資産価額の把握方法は、別紙「ユニバーサルサービスの固定資産価額の把握方法について」を参照。

④接続料と利用者料金との関係の検証について

1. 経緯



(参考)05年度の接続料と利用者料金との関係 (単位:億円)

サービス	①接続料	②利用者料金	②-①
加入電話・基本料	3,497	5,248	1,750
加入電話・通信料	629	1,175	546
ISDN・基本料	783	1,705	921
ISDN・通信料	306	664	357
公衆電話	111	66	▲44
⋮	⋮	⋮	⋮
フレッツサービス	1,291	1,709	418

(参考)利用者向け料金と接続料金について (単位:円)

サービス	①利用者料金	②接続料等	(①-②)③営業費相当	③/①営業費比率
Bフレッツ・ハイパーファミリータイプ	4,100	●●●	▲▲	●●%
Bフレッツ・ベーシックタイプ	9,000	●●●	▲▲	●●%
フレッツADSL(1.5M)	2,600	●●●	▲▲	●●%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

2. 制度的位置づけ

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の一部改正(02年12月)において、接続約款の変更認可申請命令(電気通信事業法第33条第6)の対象となる場合の例示として以下のとおり規定。

④ 接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、当該サービスの利用料金から営業にかかる費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合(ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。)